施 行 場 所 位 置 図

委託件名　枚方市屋外広告物実態調査業務委託

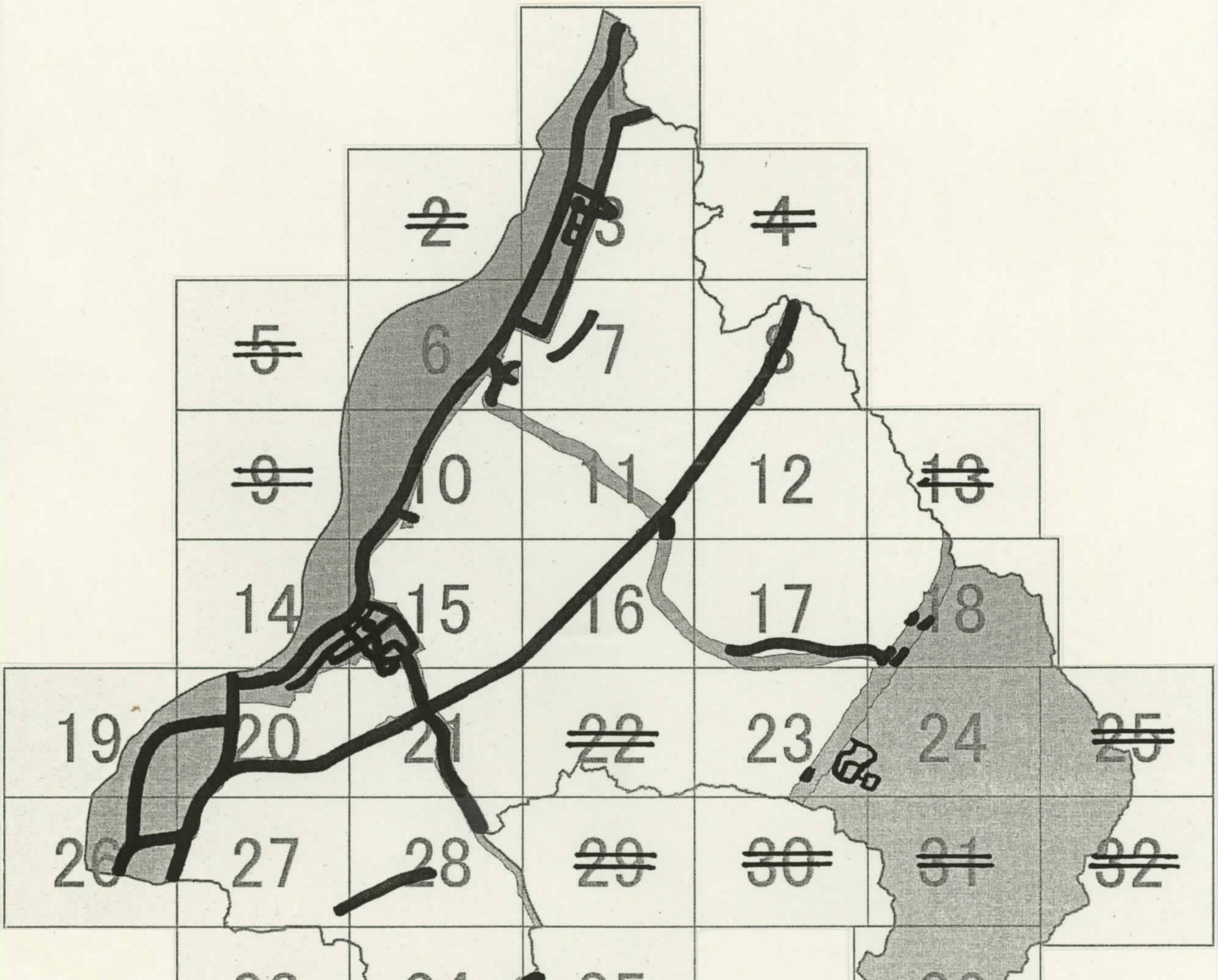

部長		次長		次長 兼 室長		課長		統括 課長 代理		校 合		検 算		設 計	

平成	年	月	日	起案
平成	年	月	日	決裁

事務決裁規程

第 条 項
別表第 表 表 項 号

枚 方 市

設 計 書

平成２６年度	設計書番号	
委 託 箇 所	枚方市内一円	
委 託 名	枚 方 市 屋 外 広 告 物 実 態 調 査 業 務 委 託	

設　計　大　要

屋外広告物実態調査	1 式
アンケート調査	1 式
規制区域図印刷	1 式

設　計　金　額	金　　円	内消費税 金	円

業務 内訳書							
費 目	種 別	主たる業務の種類	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費	１．計画準備	業務計画・現地踏査	式	1			別紙第１号代価表
直接人件費	２．資料収集整理	資料・データ整理	式	1			別紙第２号代価表
直接人件費	３．ＭＭＳ屋外広告物調査	ＭＭＳによる屋外広告物計測	ｋｍ	79.44			別紙第３号代価表
直接人件費	４．屋外広告物 画像判読・計測	広告物の画像判読・諸元計測　他	ｋｍ	79.44			別紙第４号代価表
直接人件費	５．既存屋外広告物データの 照合と調査データの集計	屋外広告物データベース作成	式	1			別紙第５号代価表
直接人件費	６．ＭＭＳ調査結果に基づく 取りまとめ	考察・提案・その他	式	1			別紙第６号代価表
直接人件費	７．報告書作成（ＭＭＳ）	報告書, 各種資料作成	式	1			別紙第７号代価表
直接人件費	８．アンケート結果に基づく 取りまとめ	入力整理・分析・取りまとめ	式	1			別紙第８号代価表
直接人件費	９．報告書作成（アンケート）	報告書, 各種資料作成	式	1			別紙第９号代価表
直接人件費	１０．打合せ協議	初回時・中間時・納品時 （ＭＭＳ調査 ， アンケート調査）	業務	1			別紙第１０号代価表
	直接人件費の合計		式	1			
直接経費	１１．アンケートの材料費	切手代・封筒代・コピー用紙代	式	1			別紙第１１号代価表
直接経費	１２．規制区域図印刷費	屋外広告物規制区域図 景観計画区域図	式	1			別紙第１２号代価表

枚方市

業務 内訳書							
費 目	種 別	主たる業務の種類	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	直接経費の合計		式	1			
直接測量費	直接測量費の合計		式	1			
間接費	諸経費		式	1			
業務価格							(千円止め)
消費税額			%				
合計							

枚方市

第　　1　　号　　代　　価　　表

大　要

1．計画準備

1式 当たり
金　　　　　　　　　円也

標準作業量　：　1式当たり

工 種	種　目	材　料	形状寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	摘　要
	直接人件費	測量主任技師			人			
		測量技師			人			
		測量技師補			人			
	合計							

第　2　号　代　価　表

大要

2．資料収集整理

１式 当たり
金　　　　　円也

標準作業量 ： １式当たり

工 種	種 目	材 料	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	直接人件費	測量技師			人			
		測量技師補			人			
		測量助手			人			
	合計							

第　3　号　代　価　表

大　要	3．MMS屋外広告物調査 １ｋｍ当たり 金　　　　　　　　円也 標準作業量　：　１００ｋｍ当たり

工　種	種　目	材　料	形状寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	摘　要
	直接人件費	測量主任技師			人			
		測量技師			人			
		測量技師補			人			
		測量助手			人			
	直接経費	機械経費			%			
		材料費			%			
	合計							
	単位当たり							

第　4　号　代　価　表

大要	4．屋外広告物画像判読・計測 １ｋｍ当たり 金　　　　円也 標準作業量　：　１００ｋｍ当たり							
工種	種目	材料	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
	直接人件費	測量主任技師			人			
		測量技師			人			
		測量技師補			人			
	直接経費	機械経費			％			
		材料費			％			
	合計							
	単位当たり							

第　5　号　代　価　表

大　要	5．既存屋外広告物データの照合と調査データーの集計 １式 当たり 金　　　　　　円也 標準作業量　：　１式当たり

工 種	種　目	材　料	形状寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	摘　要
	直接人件費	測量技師			人			
		測量技師補			人			
		測量助手			人			
	直接経費	機械経費			%			
		材料費			%			
	合計							

枚方市

第　６　号　　代　価　表

大要	６．ＭＭＳ調査結果に基づく取りまとめ １式 当たり 金　　　　　　円也 標準作業量　：　１式当たり

工種	種目	材料	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
	直接人件費	測量技師			人			
		測量技師補			人			
		測量助手			人			
	合計							

枚方市

第　　7　　号　　　代　　　価　　　表

大　要	7．MMSの報告書作成（各種会議資料作成含む） １式 当たり 金　　　　　　　　円也 標準作業量　：　１式当たり

工　種	種　目	材　料	形状寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	摘　要
	直接人件費	技師Ｂ			人			
		技師Ｃ			人			
		技術員			人			
	合計							

第　　8　　号　　代　　価　　表

大　要	８．アンケート回答の入力整理・分析・取りまとめ １式 当たり 金　　　　　　　　円也 標準作業量　：　１式当たり							
工　種	種　目	材　料	形状寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	摘　要
	直接人件費	主任技師			人			
		技師Ａ			人			
		技師Ｂ			人			
		技師Ｃ			人			
		技術員			人			
	合計							

枚方市

第　9　号　代　価　表

大　要	9．アンケートの報告書作成（各種会議資料作成含む） 1式 当たり 金　　　　円也 標準作業量　：　1式当たり

工 種	種　目	材　料	形状寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	摘　要
	直接人件費	主任技師			人			
		技師A			人			
		技師B			人			
		技師C			人			
	合計							

第　10　号　代　価　表

大要

１０．打合せ協議

〔MMS調査，　アンケート調査〕

１業務 当たり
金　　　　　　　　円也

標準作業量　：　１業務当たり

工　種	種　目	材　料	形状寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	摘　要
	直接人件費	主任技師			人			
		技師A			人			
		技師B			人			
	合計							

第　11　号　　代　価　表

大　要	１１．アンケートの材料費 １式 当たり 金　　　　　　　　円也 標準作業量　：　１式当たり

工 種	種　目	材　料	形状寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	摘　要
直接経費	材料費	往信用切手代		2,500	枚			
		復信用切手代		750	枚			
		復信用封筒	長形3号	2,500	部			
		コピー用紙	Ａ４版	12,500	枚			
	合計							

第　12　号　代　価　表

大　要	１２．規制区域図印刷費 １式 当たり 金　　　　　円也 標準作業量 ： １式当たり

工　種	種　目	材　料	形状寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	摘　要
直接経費	屋外広告物規制区域図印刷	Ａ２カラー版	ﾗﾐﾈｰﾄ加工版同等品	33	枚			
	景観計画区域図印刷	Ａ２カラー版	ﾗﾐﾈｰﾄ加工版同等品	33	枚			
	図面クリアーブック(A3縦)	本体に透明ポケット20枚付属	５穴	2	冊			
	図面ｸﾘｱｰﾌﾞｯｸ透明ﾎﾟｹｯﾄ	透明ﾎﾟｹｯﾄＡ３版	５穴	30	枚			
	合計							

別添①

枚方市屋外広告物実態調査実態調査業務委託　　MMS計測延長＝７９．４４ｋｍ

（＝７８．８０＋０．６４）

【調査対象範囲（**屋外広告物**）】　**Ｌ＝７８．８０km**

種別	路線名他	距離（ｋｍ）短距離	距離（ｋｍ）計測距離	調査延長・範囲
国道	１号	11.11	22.22	国道１号景観軸　　(沿道左右各 50m幅)
	１７０号	2.71	5.42	国道１７０号景観軸(沿道左右各 50m幅)
	第二京阪道路	1.78	1.78	第二京阪道路景観軸(沿道左右各 50m幅)防音壁区間除く
市道	楠葉中宮	0.36	0.72	北楠葉町交差点～(南向き)～楠葉野田１丁目交差点
	北楠葉第１号	0.40	0.80	北楠葉町交差点～（東向き）～八幡市境
	阪八幡	0.62	1.24	第二種低層：牧野小前交差点～南向き～宇山光の子保育園
	新香里中央線	1.20	2.40	藤田川交差点～西行き～香里ケ丘９丁目交差点
駅	枚方市駅	3.96	7.46	枚方市駅周辺景観区域（かささぎ橋交差点～京都守口線～関西医科大学付属病院前～枚方茨木線～枚方市役所前交差点～枚方消防署前交差点～眼鏡の愛眼～安居川南面道路～北河内府民センター～禁野橋西交差点～宮之阪駅北交差点～イズミヤ前～杉田口禁野線交差点～かささぎ橋交差点）
	樟葉駅	1.15	2.30	樟葉駅周辺景観区域※用途地域の商業地域内で道路から見える範囲
河川	淀川	15.47	25.46	淀川景観軸　（淀川沿岸区域）
	穂谷川	2.54	2.81	穂谷川景観軸（右左岸各 50m幅）／第二京阪道路迄
	天野川	2.17	2.17	天野川景観軸（右左岸各 50m幅）
東部	津田ｻｲｴﾝｽ	2.48	2.48	津田サイエンス区域内
重点	枚方宿地区	1.54	1.54	京街道の西見附～東見附　　※道路から見える範囲

【調査対象範囲（**屋内広告物**）】　**Ｌ＝０．６４km**

種別	駅名（位置）	距離（km）短距離	距離（km）計測距離	調査延長・範囲
駅	枚方市駅南側	0.24	0.24	市道禁野枚方線と府道枚方茨木線との交差点～バスロータリー，バスロータリーに面して見える範囲
	枚方市駅北側	0.20	0.40	市道枚方市駅前線のラポール枚方前交差点～バスロータリー，バスロータリーに面して見える範囲

別添②

枚方市景観計画

区　域　図

平成２６年　４月

枚　方　市

区域図　位置図

凡例　（図面番号１～３６に記載の表示距離(m)説明）	
朱書き線	ＭＭＳでの計測箇所
(red line)	測定路線（測定区間）
囲み有り数字	ＭＭＳでの往復計測区間
例　1500	測定距離＝1500×2＝3000m
囲み無し数字	ＭＭＳでの短距離計測区間
例　1500	測定距離＝1500×1＝1500m

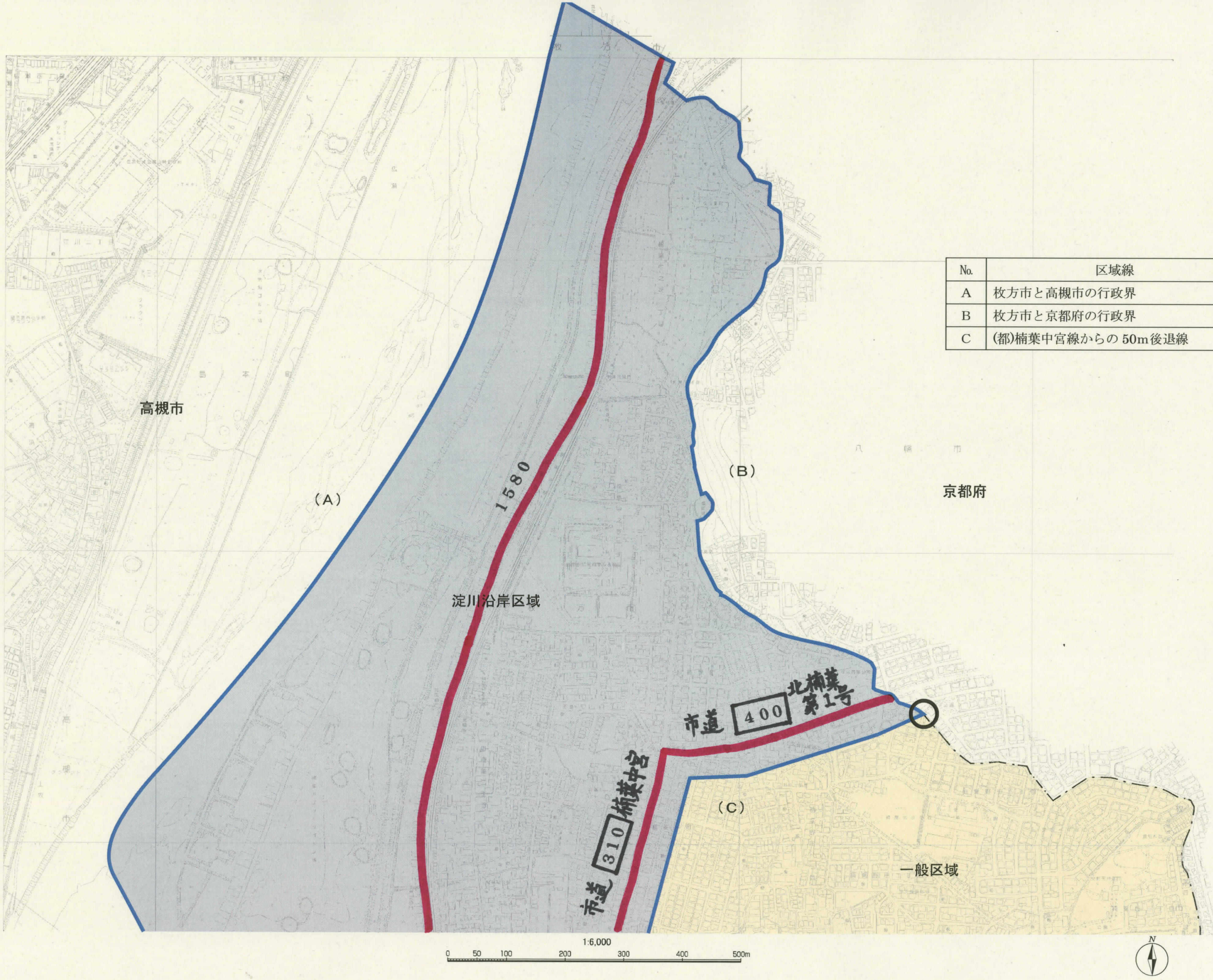

No.	区域線
A	枚方市と高槻市の行政界
B	枚方市と京都府の行政界
C	(都)楠葉中宮線からの50m後退線

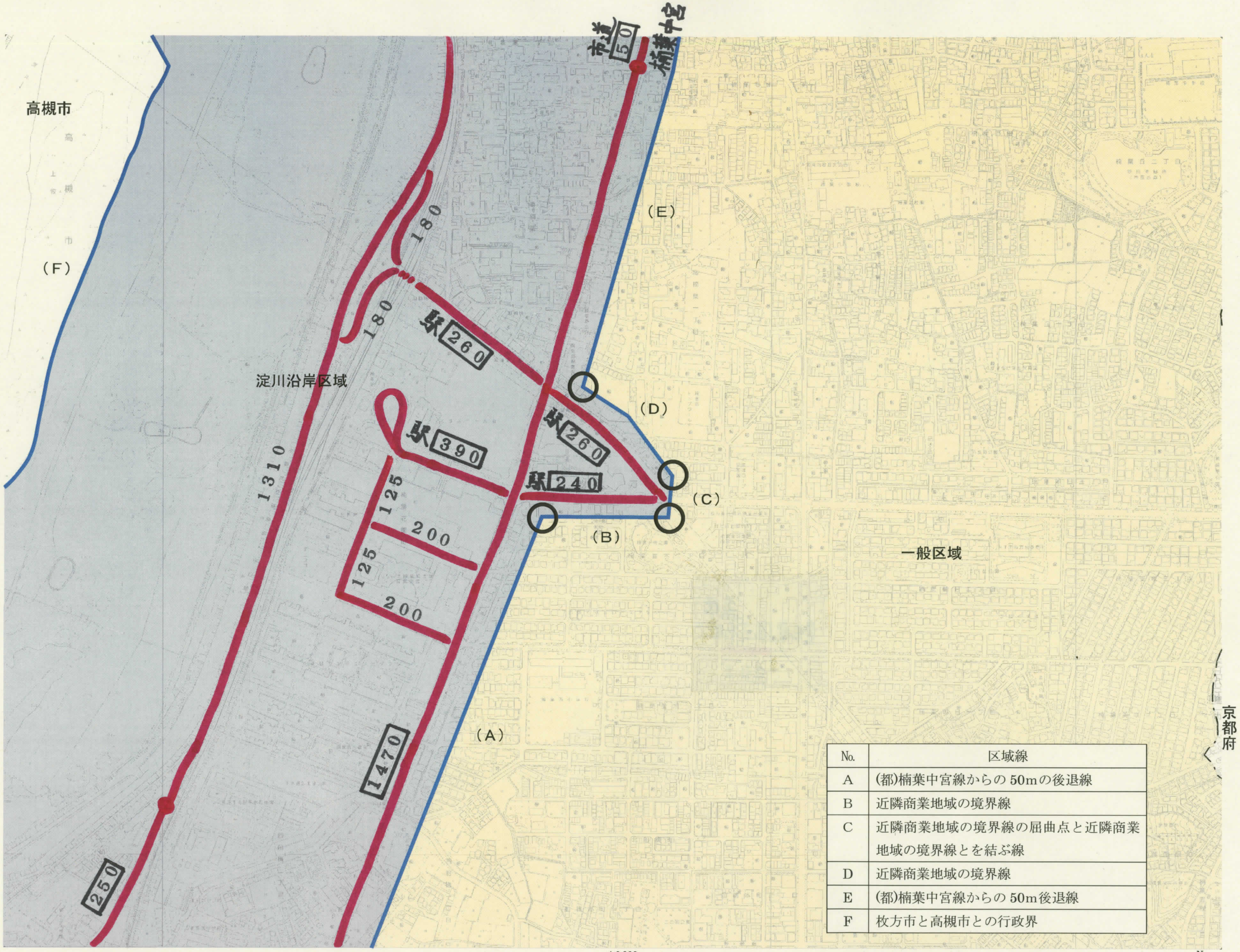

No.	区域線
A	(都)楠葉中宮線からの 50mの後退線
B	近隣商業地域の境界線
C	近隣商業地域の境界線の屈曲点と近隣商業地域の境界線とを結ぶ線
D	近隣商業地域の境界線
E	(都)楠葉中宮線からの 50m後退線
F	枚方市と高槻市との行政界

1:6,000

0 50 100 200 300 400 500m

No.	区域線
A	(都)京都守口線からの 50m の後退線
B	近隣商業地域の境界線
C	(都)京都守口線からの 50m の後退線
D	(都)牧野長尾線からの 50m の後退線
E	枚方市と高槻市の行政界
F	穂谷川からの 50m 後退線
G	穂谷川からの 50m 後退線

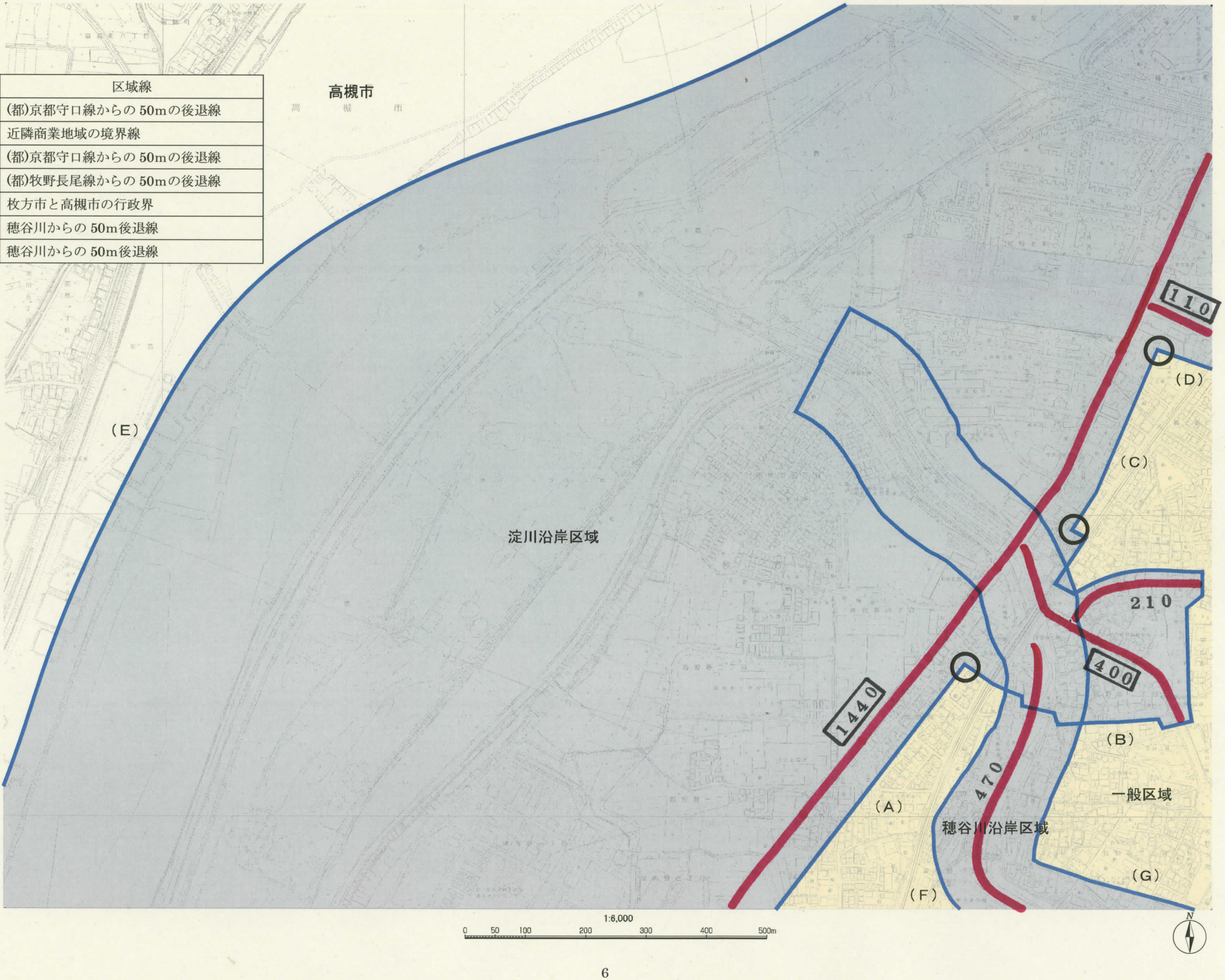

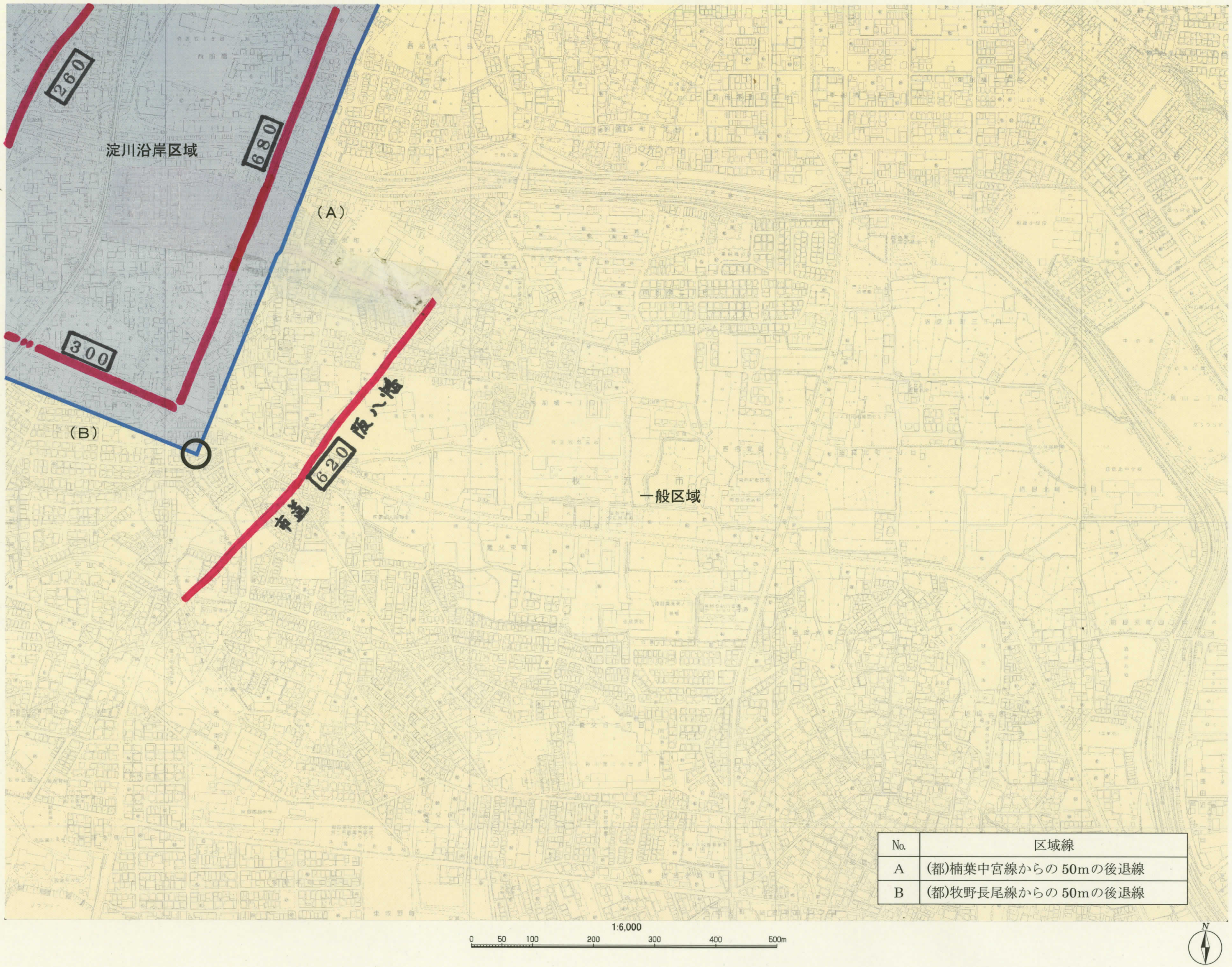

No.	区域線
A	(都)楠葉中宮線からの 50mの後退線
B	(都)牧野長尾線からの 50mの後退線

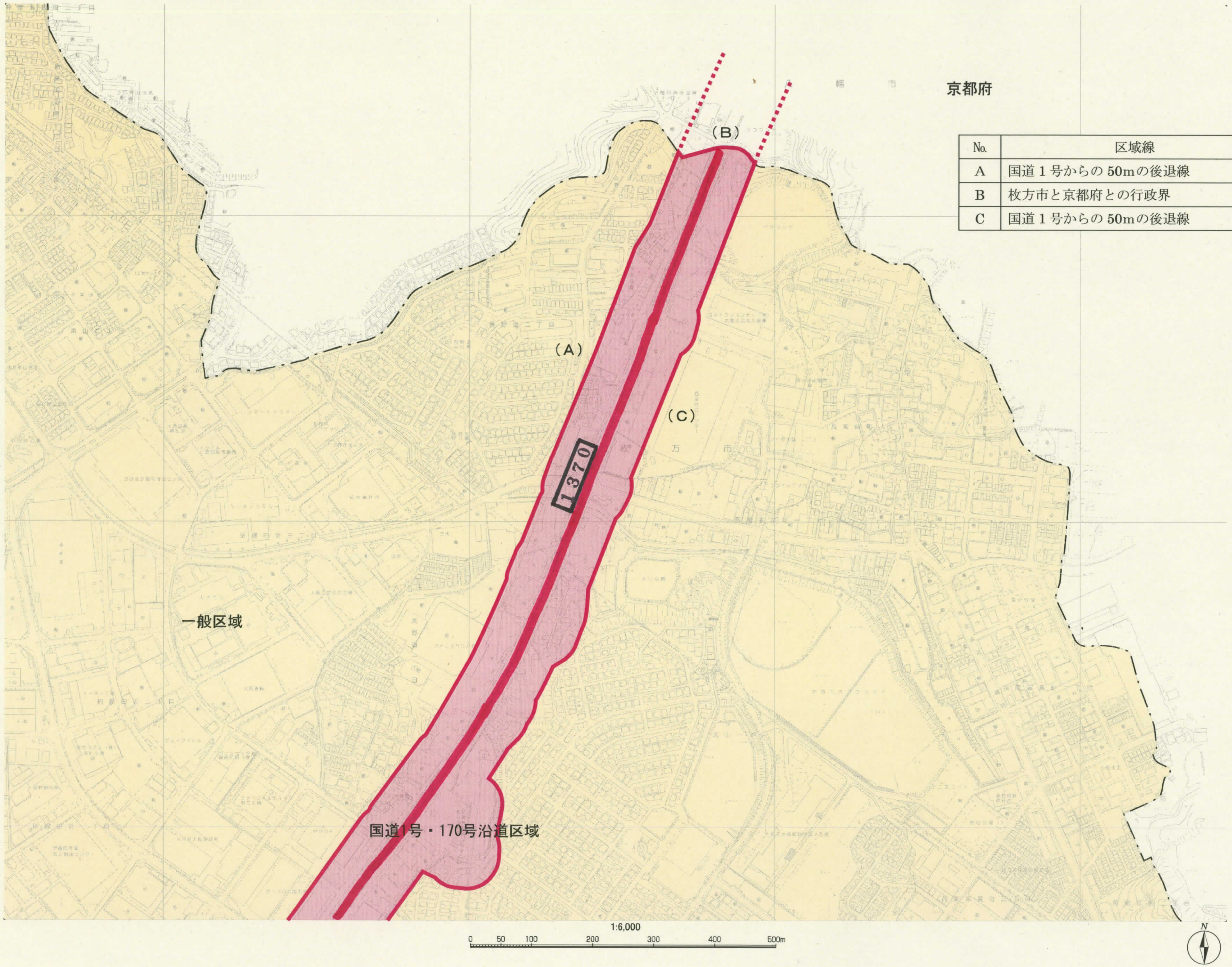

No.	区域線
A	国道1号からの50mの後退線
B	枚方市と京都府との行政界
C	国道1号からの50mの後退線

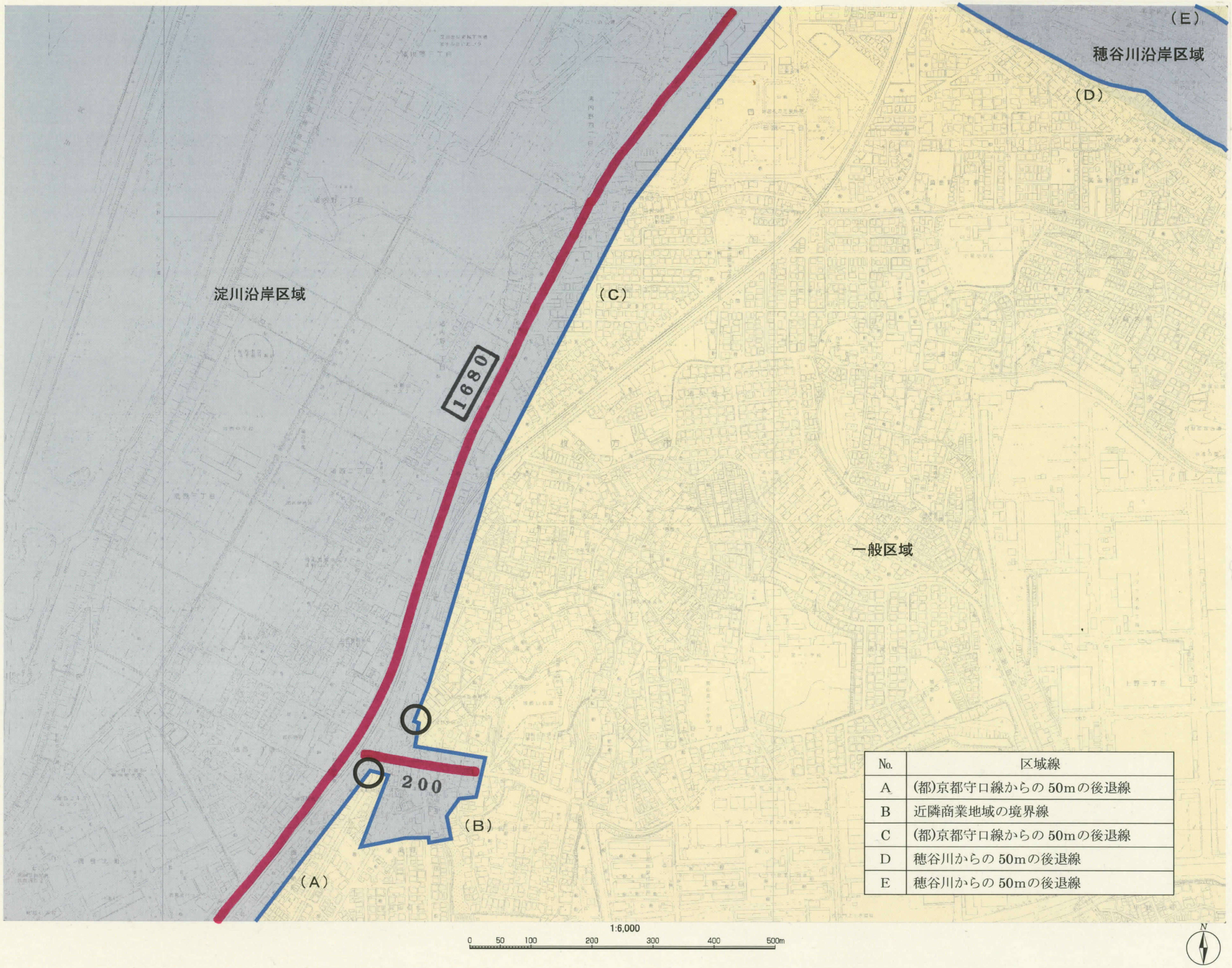

No.	区域線
A	(都)京都守口線からの50mの後退線
B	近隣商業地域の境界線
C	(都)京都守口線からの50mの後退線
D	穂谷川からの50mの後退線
E	穂谷川からの50mの後退線

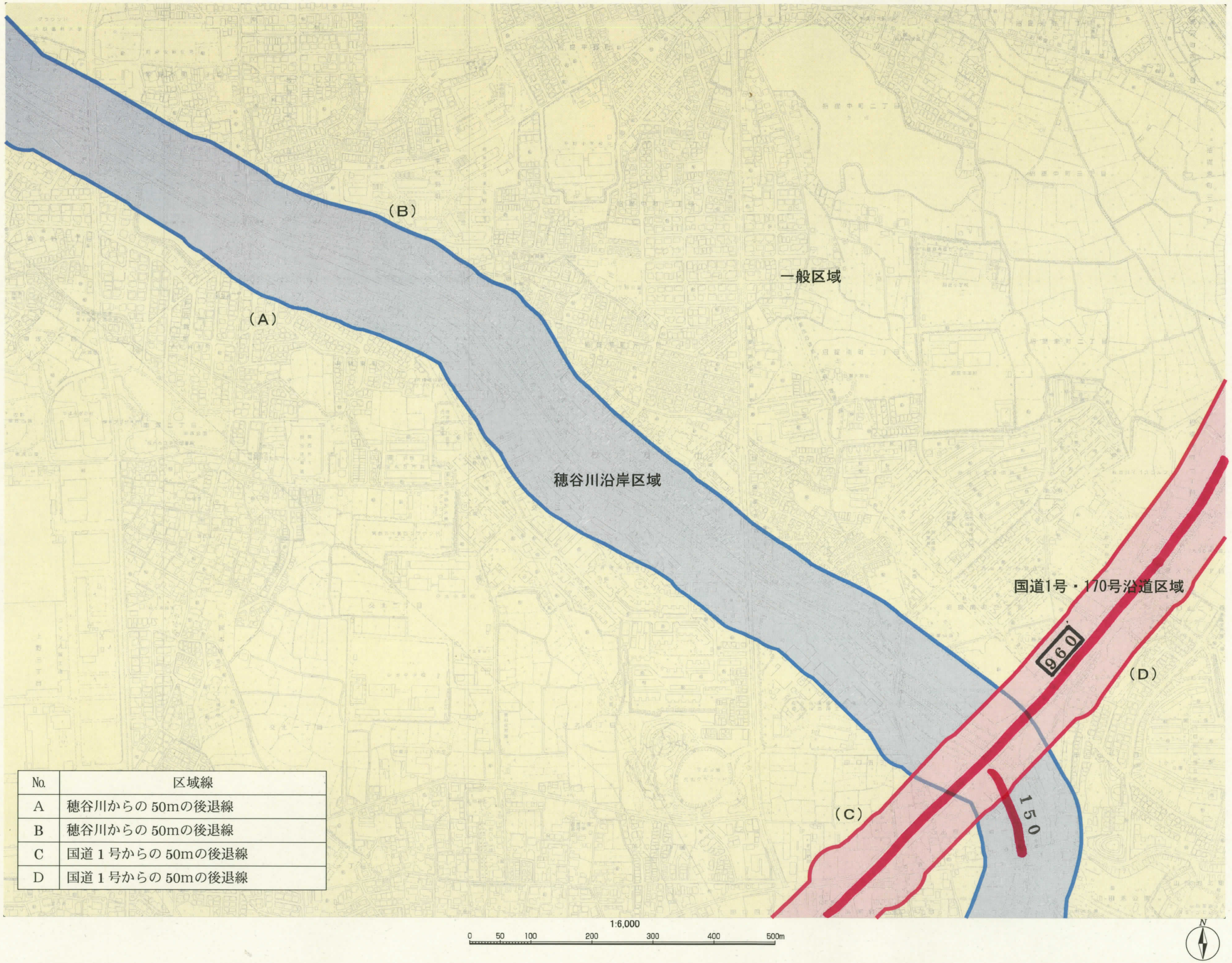

No.	区域線
A	穂谷川からの 50mの後退線
B	穂谷川からの 50mの後退線
C	国道 1 号からの 50mの後退線
D	国道 1 号からの 50mの後退線

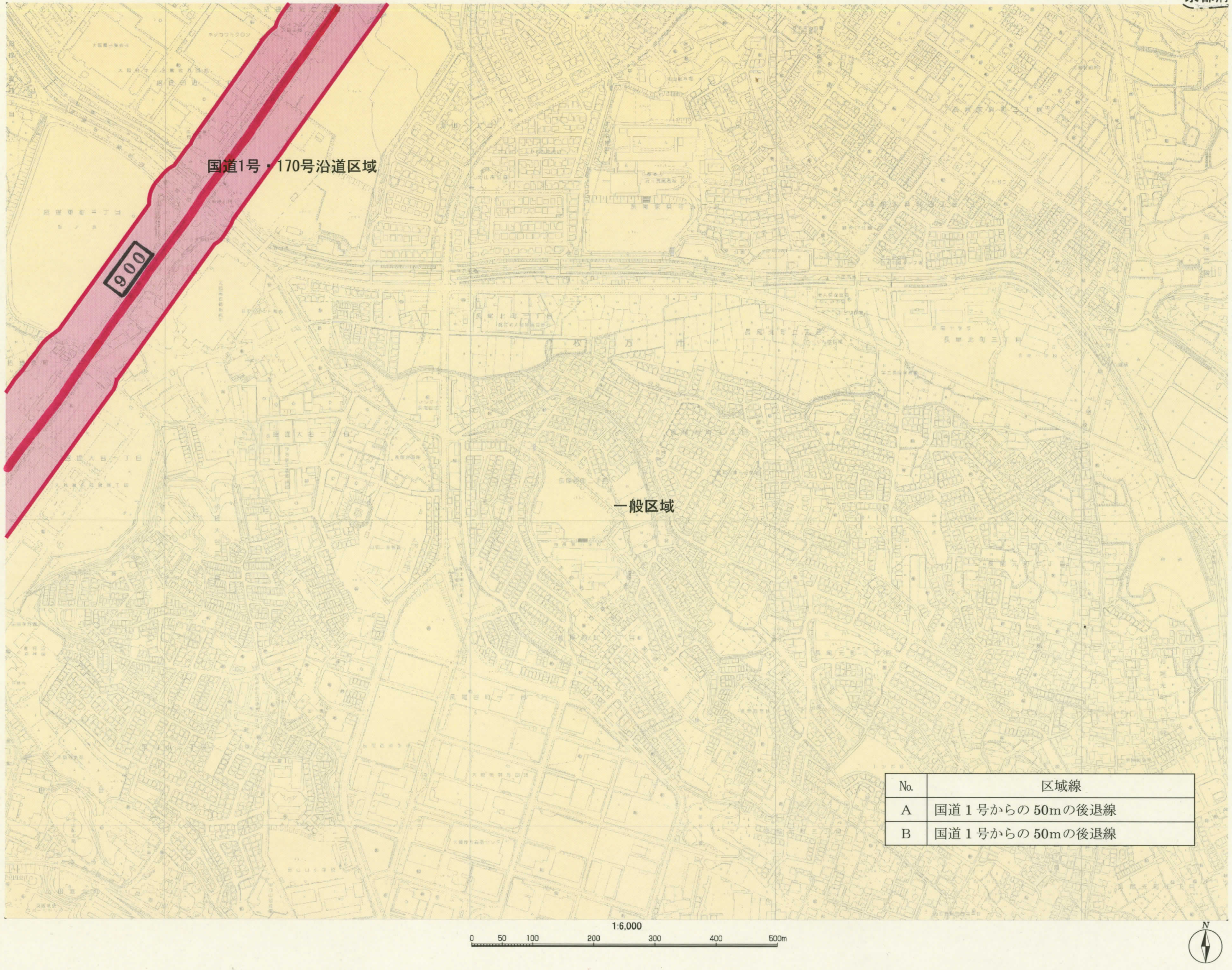

No.	区域線
A	国道１号からの 50mの後退線
B	国道１号からの 50mの後退線

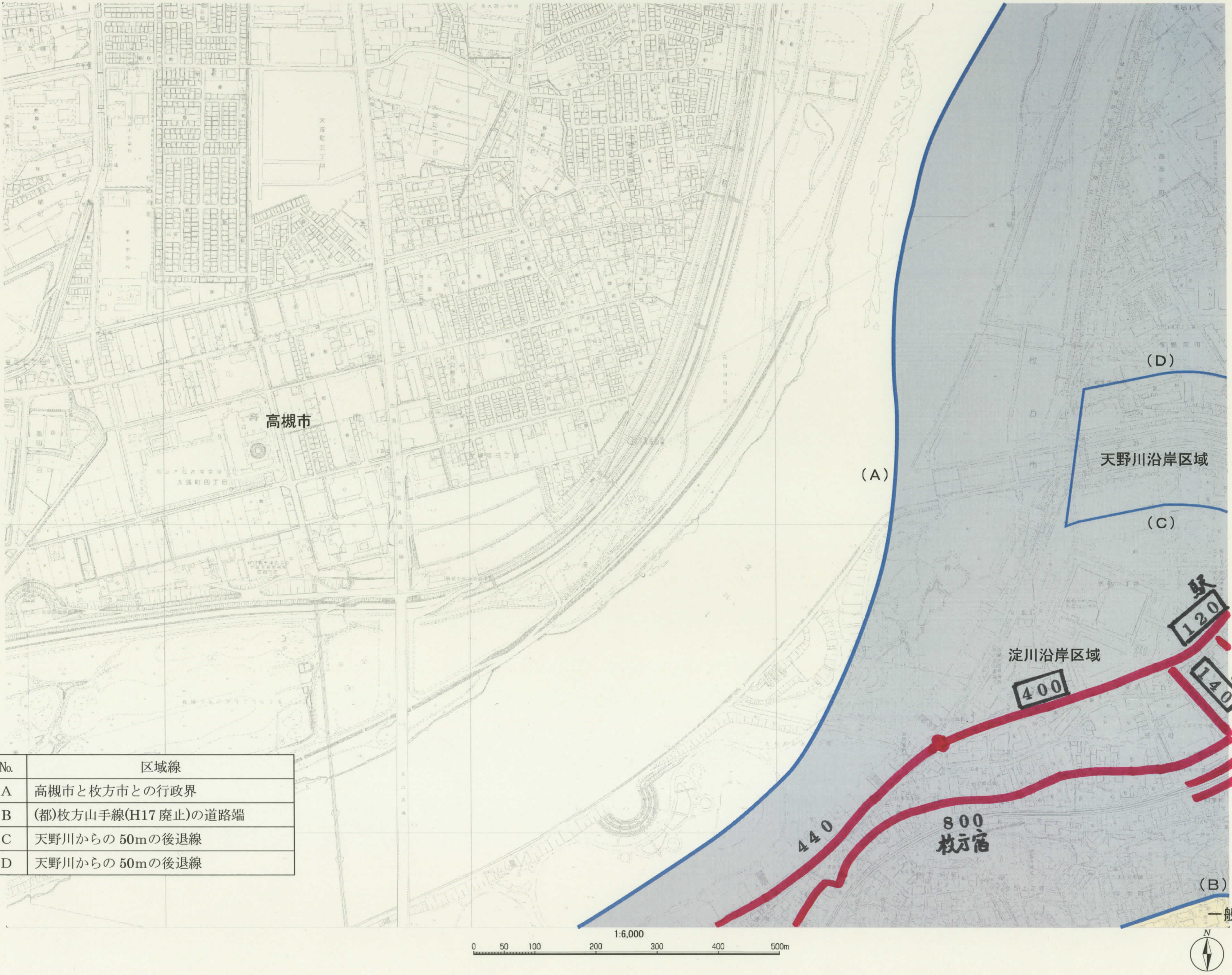

No.	区域線
A	高槻市と枚方市との行政界
B	(都)枚方山手線(H17 廃止)の道路端
C	天野川からの 50mの後退線
D	天野川からの 50mの後退線

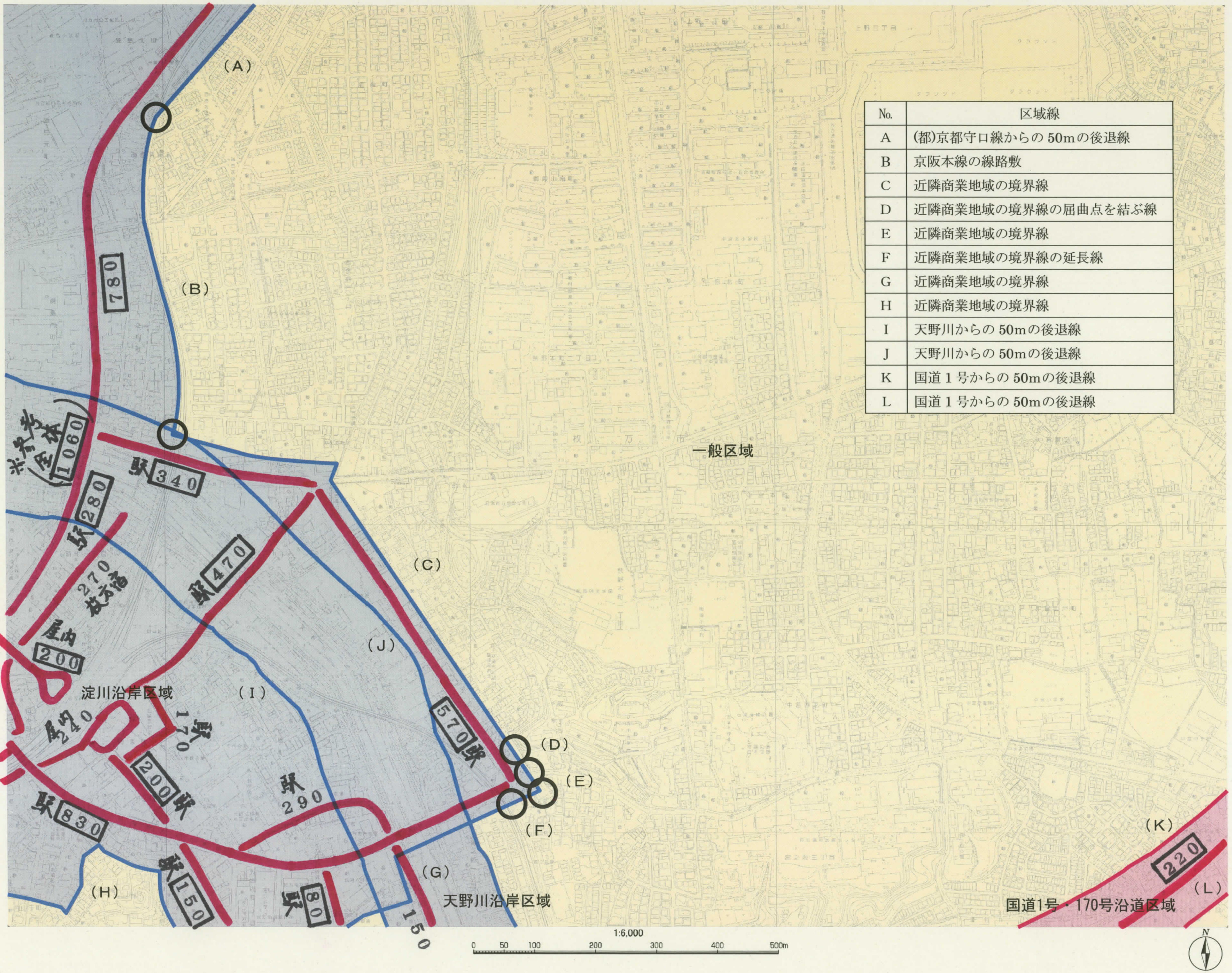

No.	区域線
A	(都)京都守口線からの 50m の後退線
B	京阪本線の線路敷
C	近隣商業地域の境界線
D	近隣商業地域の境界線の屈曲点を結ぶ線
E	近隣商業地域の境界線
F	近隣商業地域の境界線の延長線
G	近隣商業地域の境界線
H	近隣商業地域の境界線
I	天野川からの 50m の後退線
J	天野川からの 50m の後退線
K	国道 1 号からの 50m の後退線
L	国道 1 号からの 50m の後退線

No.	区域線
A	国道１号からの 50mの後退線
B	国道１号からの 50mの後退線
C	穂谷川からの 50mの後退線
D	穂谷川からの 50mの後退線

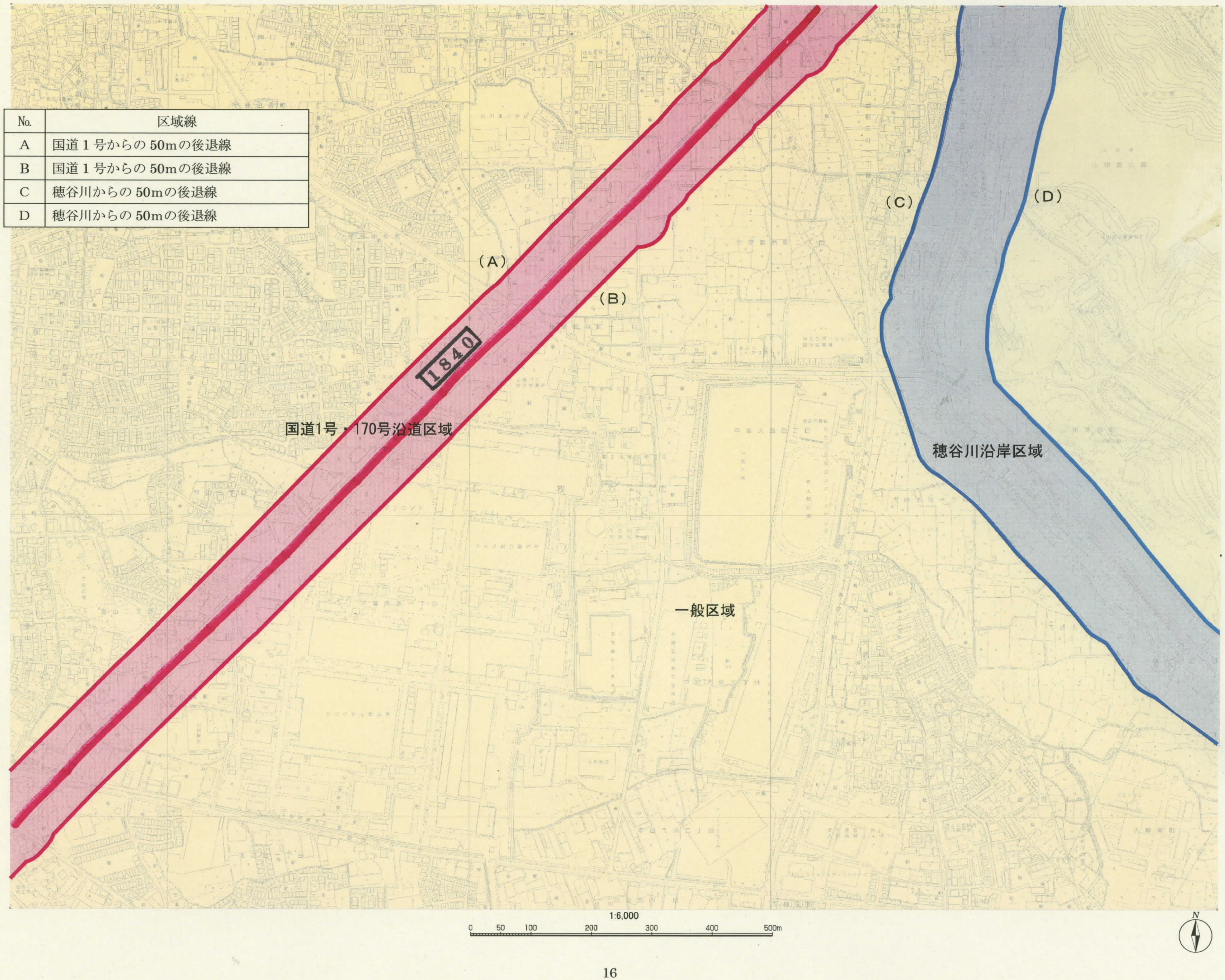

17

No.	区域線
A	穂谷川からの 50mの後退線
B	穂谷川からの 50mの後退線
C	穂谷川からの 50mの後退線

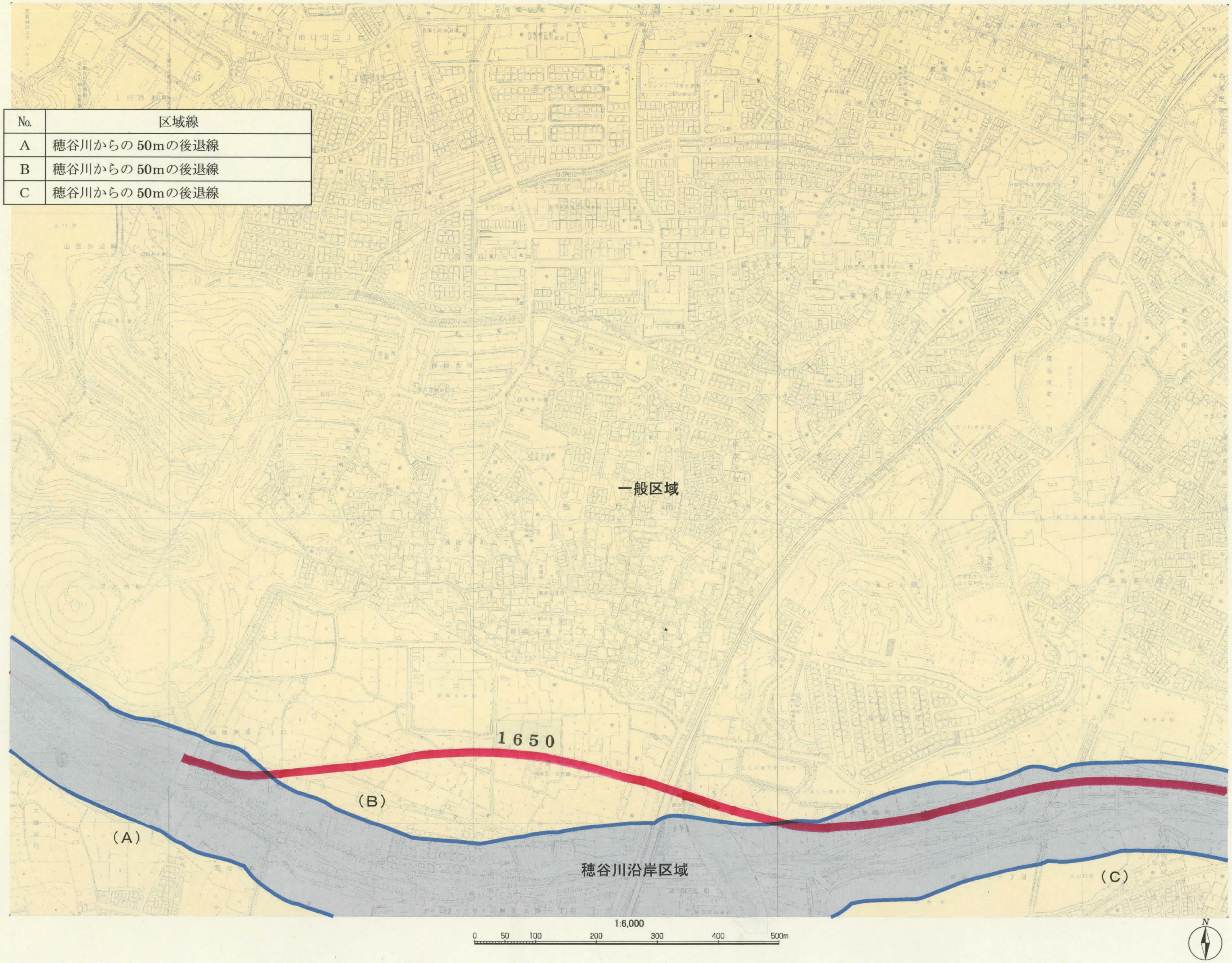

No.	区域線
A	第二京阪道路からの 50mの後退線
B	枚方市と京都府との行政界
C	第二京阪道路からの 50mの後退線
D	第二京阪道路の道路端
E	穂谷川からの 50mの後退線
F	穂谷川からの 50mの後退線

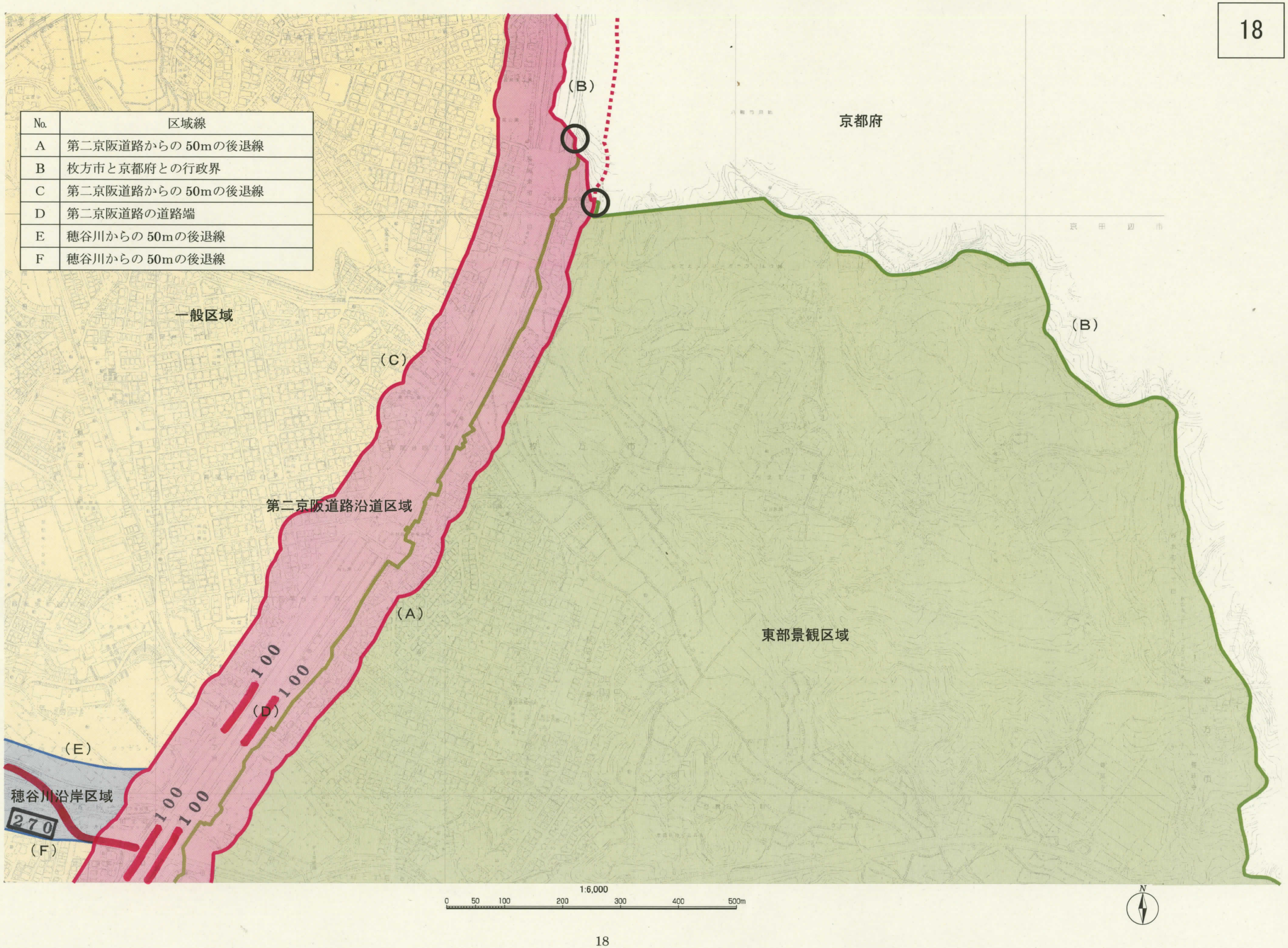

No.	区域線
A	枚方市と高槻市の行政界

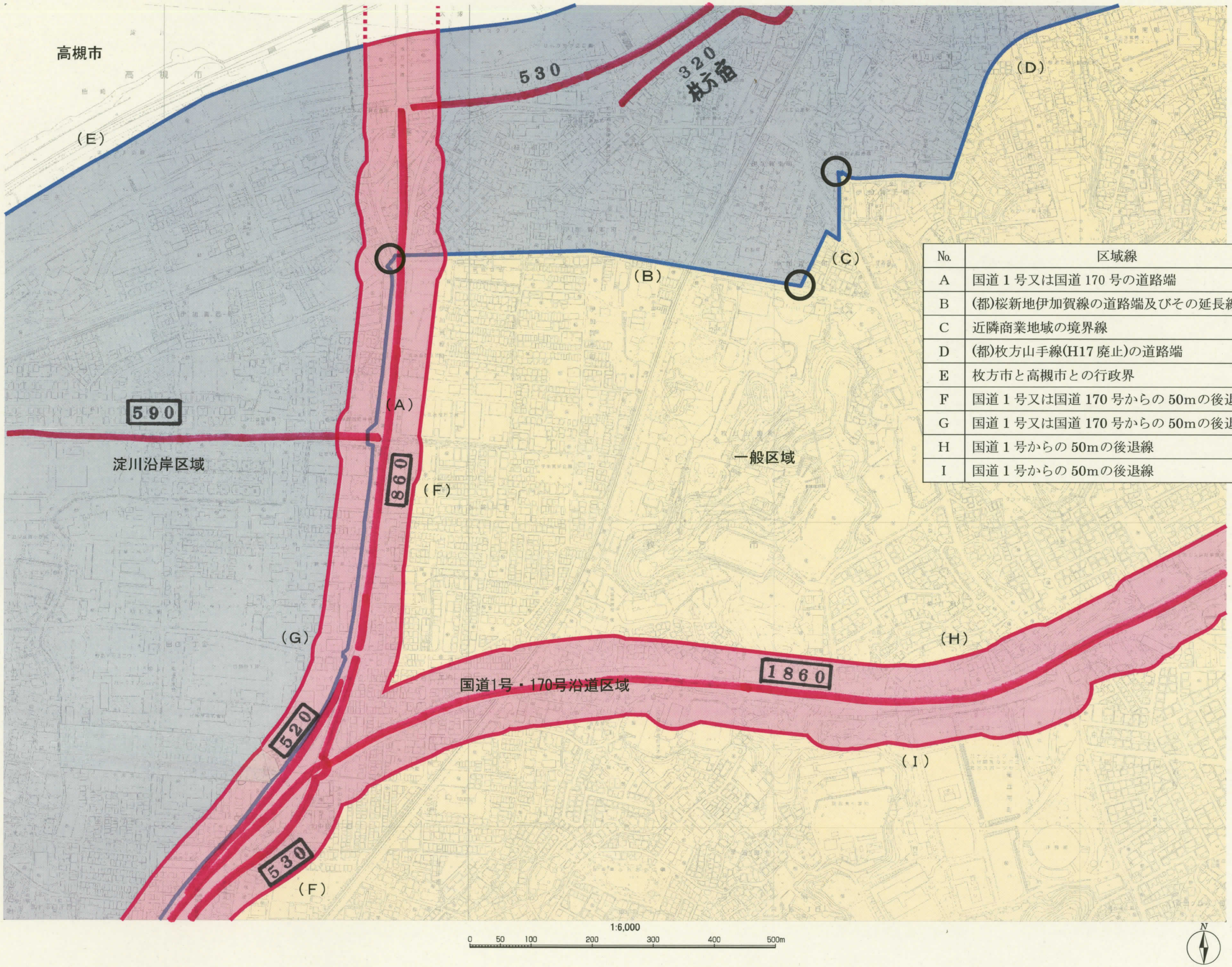

No.	区域線
A	国道 1 号又は国道 170 号の道路端
B	(都)桜新地伊加賀線の道路端及びその延長線
C	近隣商業地域の境界線
D	(都)枚方山手線(H17 廃止)の道路端
E	枚方市と高槻市との行政界
F	国道 1 号又は国道 170 号からの 50m の後退線
G	国道 1 号又は国道 170 号からの 50m の後退線
H	国道 1 号からの 50m の後退線
I	国道 1 号からの 50m の後退線

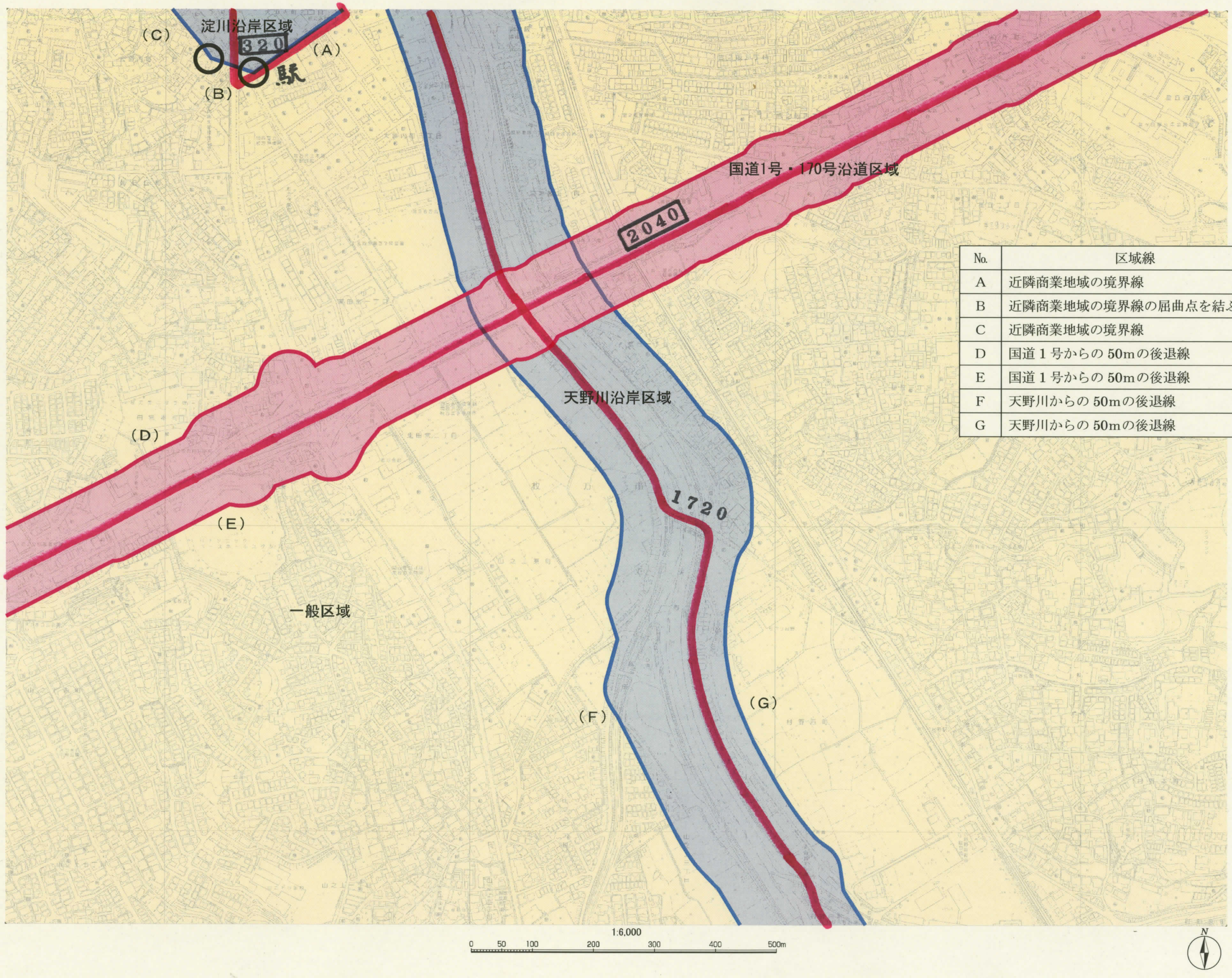

No.	区域線
A	近隣商業地域の境界線
B	近隣商業地域の境界線の屈曲点を結ぶ線
C	近隣商業地域の境界線
D	国道１号からの 50mの後退線
E	国道１号からの 50mの後退線
F	天野川からの 50mの後退線
G	天野川からの 50mの後退線

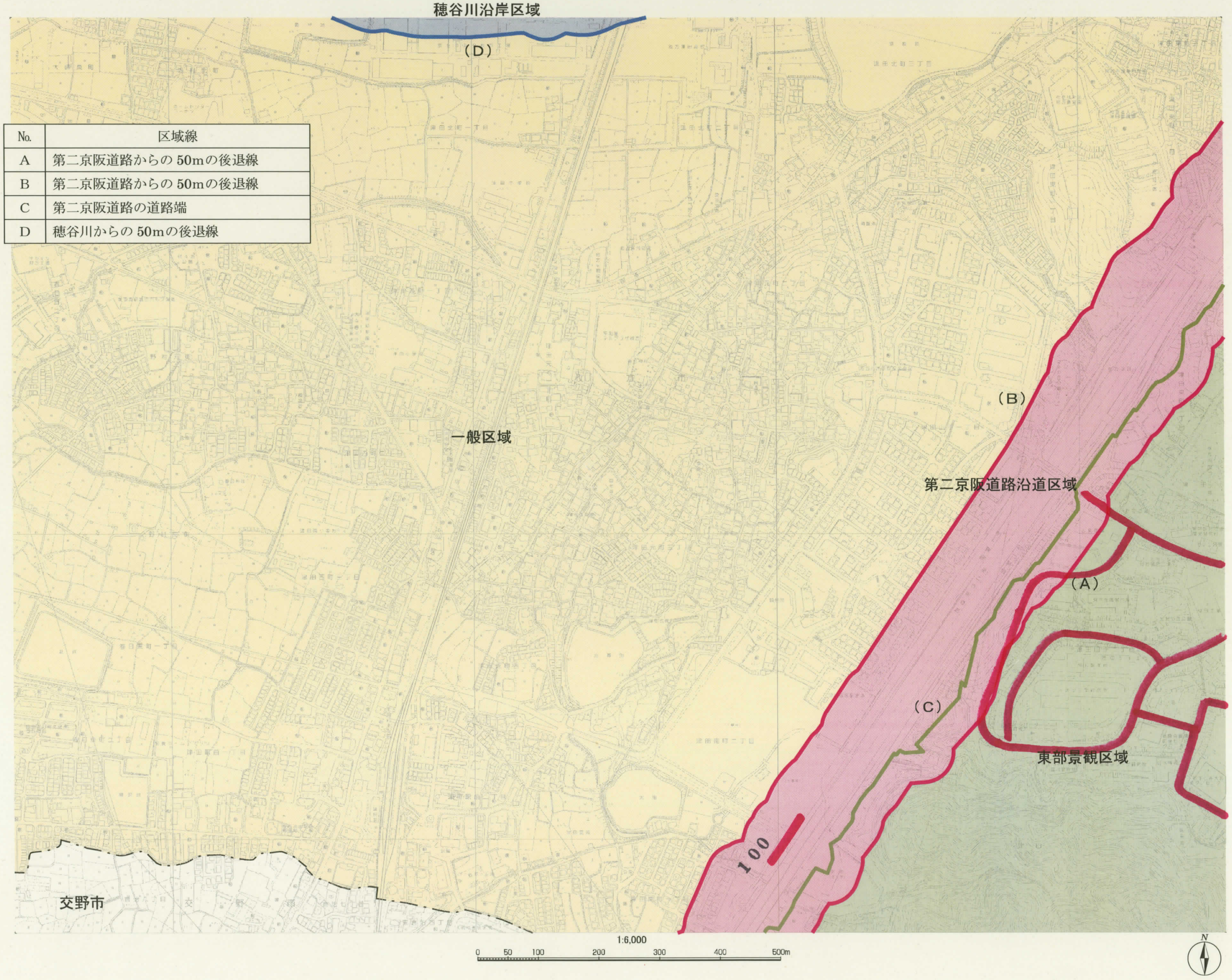

No.	区域線
A	第二京阪道路からの 50mの後退線
B	第二京阪道路からの 50mの後退線
C	第二京阪道路の道路端
D	穂谷川からの 50mの後退線

1980

(250)
(970)
(380)
(110)
(270)

No.	区域線
A	第二京阪道路からの 50mの後退線
B	第二京阪道路からの 50mの後退線
C	第二京阪道路の道路端

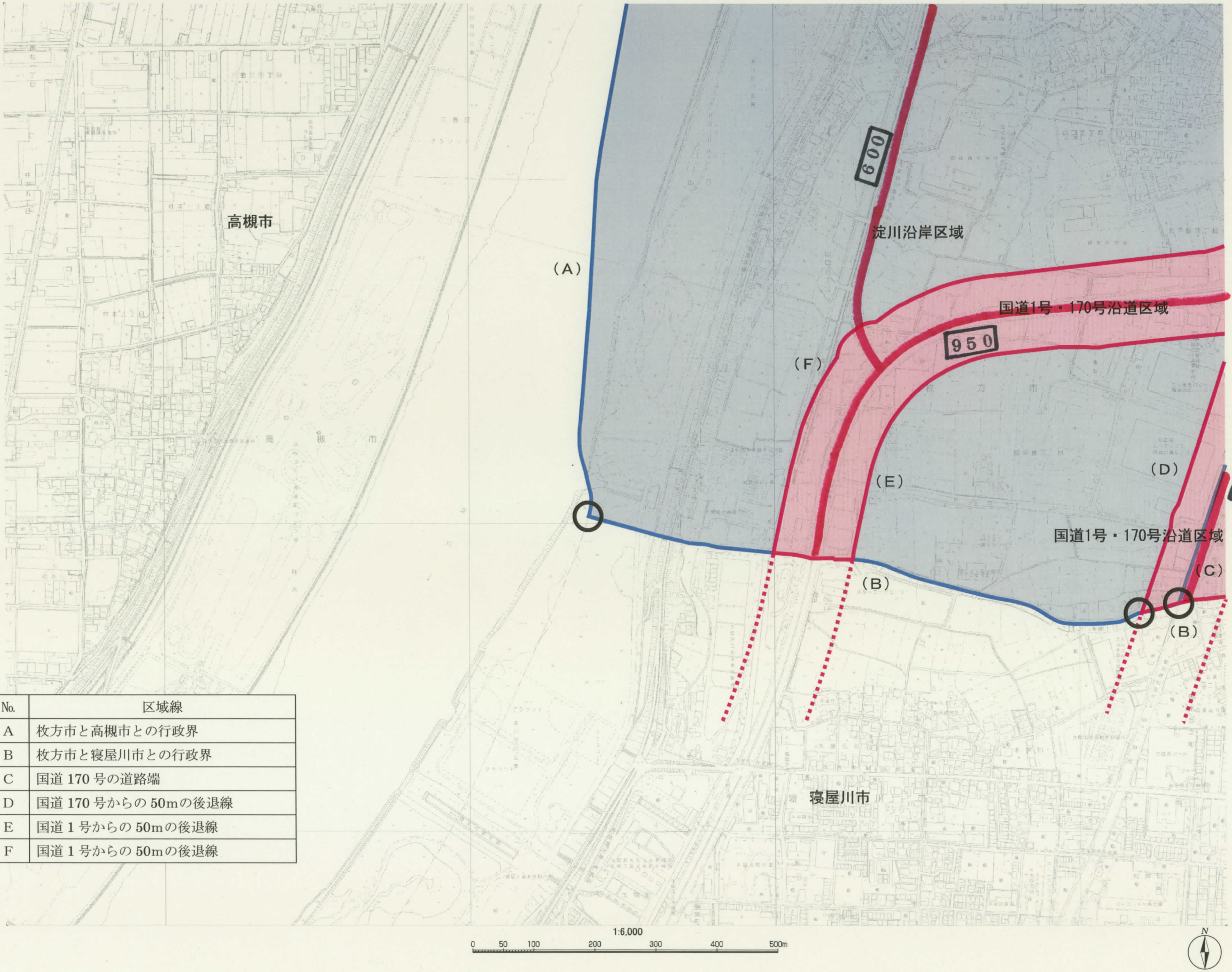

No.	区域線
A	枚方市と高槻市との行政界
B	枚方市と寝屋川市との行政界
C	国道 170 号の道路端
D	国道 170 号からの 50mの後退線
E	国道 1 号からの 50mの後退線
F	国道 1 号からの 50mの後退線

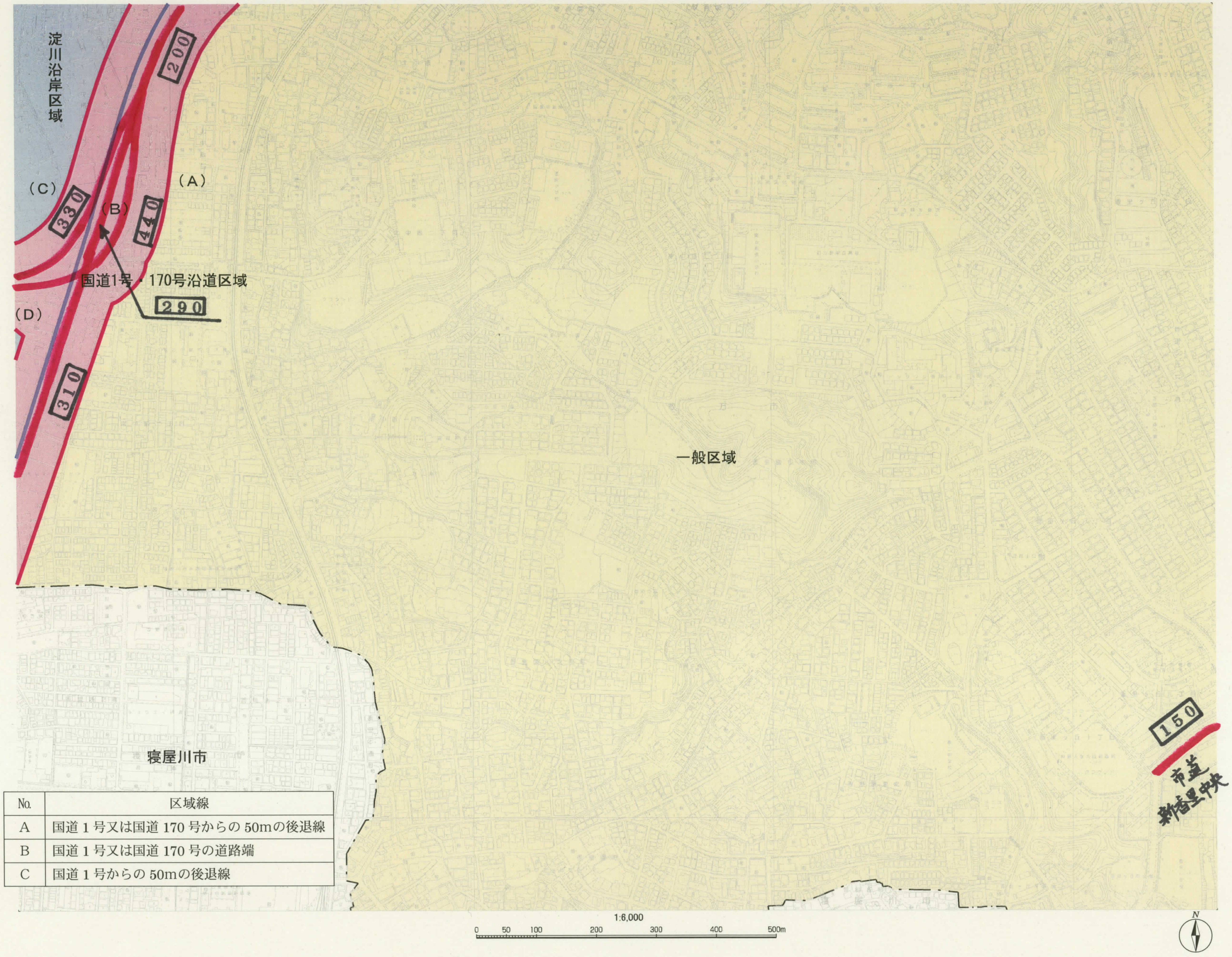

No.	区域線
A	国道 1 号又は国道 170 号からの 50mの後退線
B	国道 1 号又は国道 170 号の道路端
C	国道 1 号からの 50mの後退線

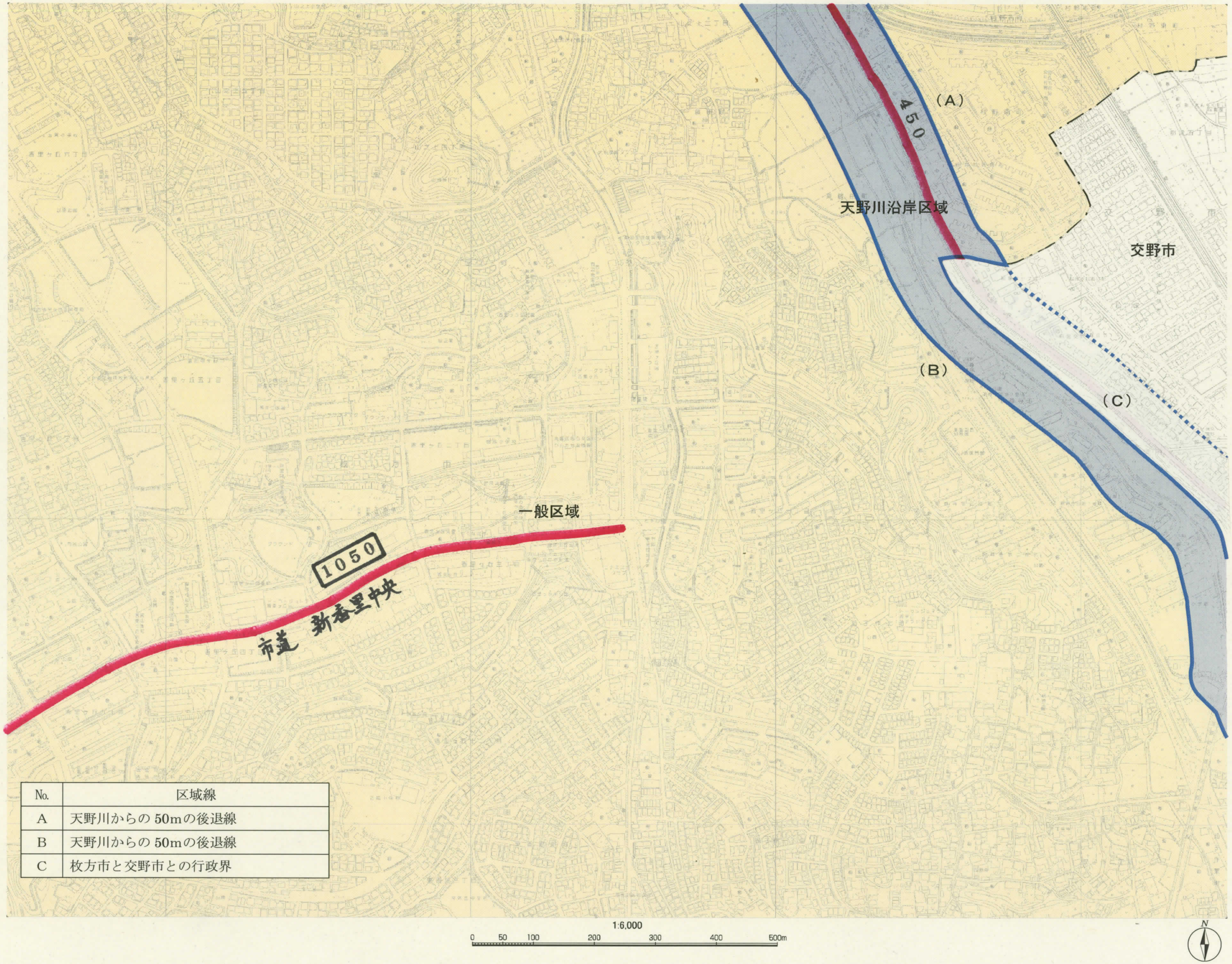

No.	区域線
A	天野川からの 50mの後退線
B	天野川からの 50mの後退線
C	枚方市と交野市との行政界

No.	区域線
A	第二京阪道路からの 50mの後退線
B	枚方市と交野市との行政界
C	第二京阪道路からの 50mの後退線
D	枚方市と交野市との行政界

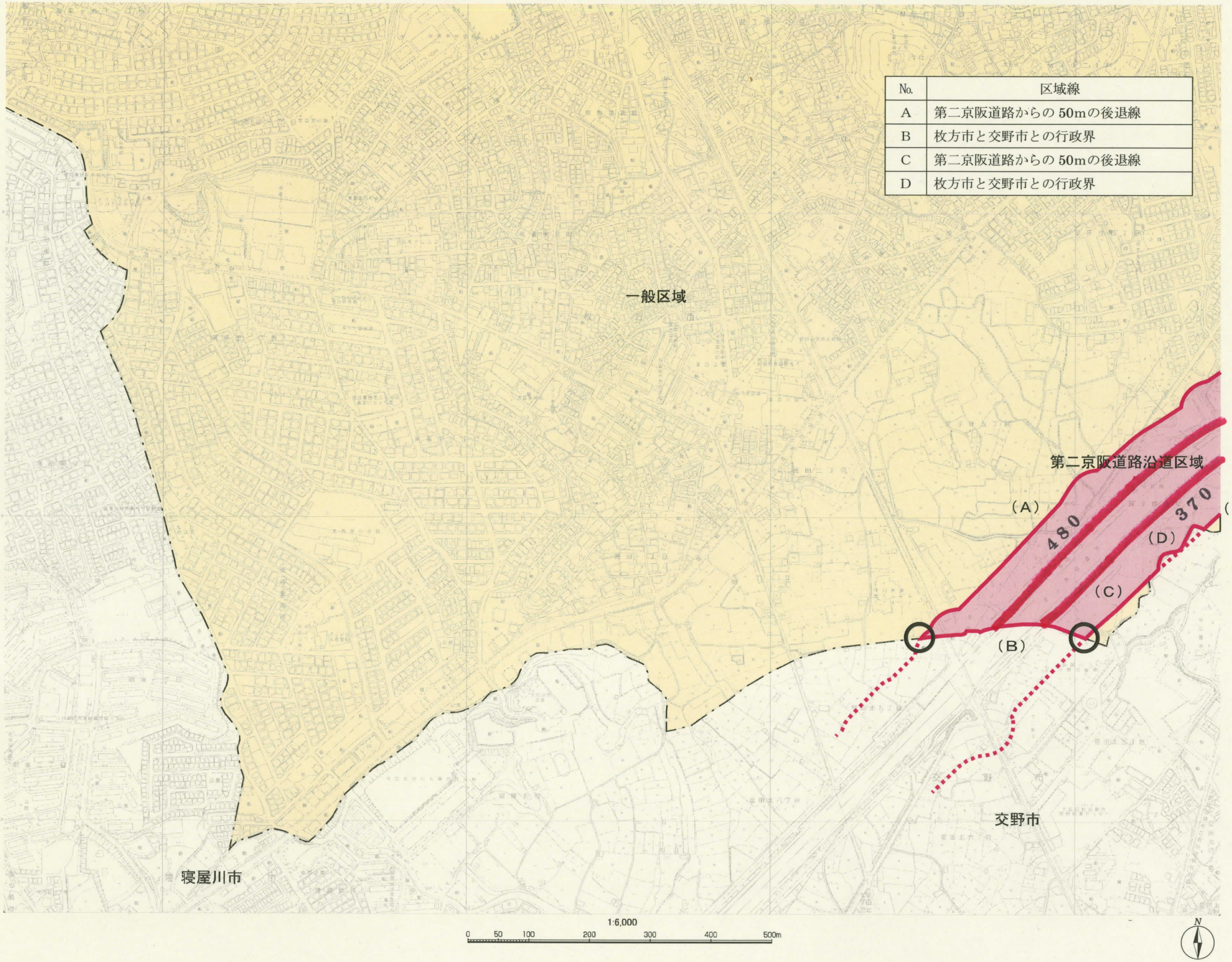

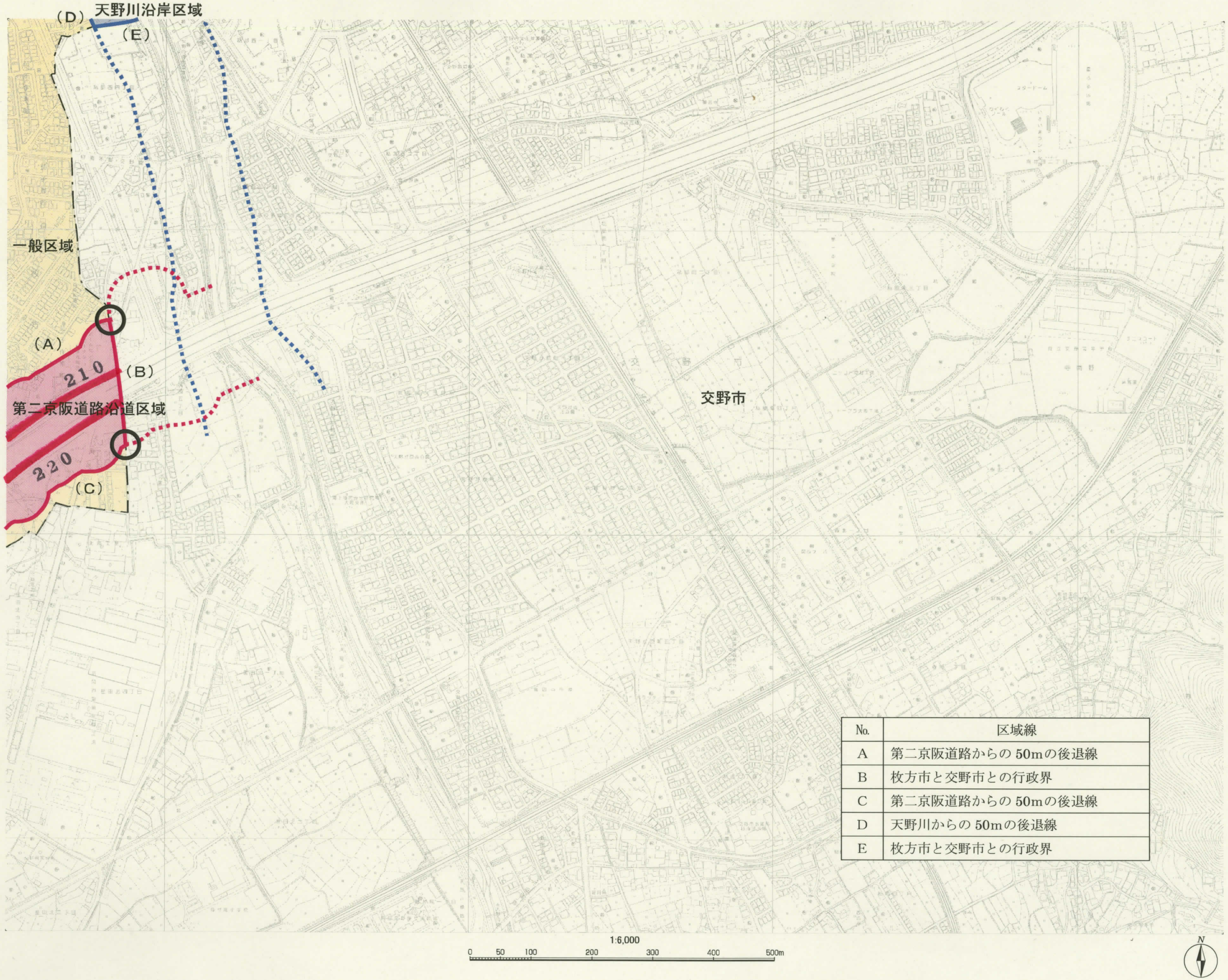

No.	区域線
A	第二京阪道路からの 50mの後退線
B	枚方市と交野市との行政界
C	第二京阪道路からの 50mの後退線
D	天野川からの 50mの後退線
E	枚方市と交野市との行政界

枚方市屋外広告物実態調査業務委託

（屋外広告物調査編）

仕　様　書

平成26年9月

枚方市

第1章　総則

1－1　（ 業務の目的 ）

本業務は、枚方市景観計画区域図(平成26年4月版)に記載する景観軸内の主要路線（ 駅前ロータリー ・ 河川堤防 ・ その他路線を含む ）沿いに掲出されている屋外広告物等掲出状況の実態調査をすると共に、屋外広告物が掲出されている其々の地域特性を活かした景観の形成を推進するため、枚方市屋外広告物条例や枚方市景観計画の見直しを視野に入れ、課題抽出や提案型意見のとりまとめをすると共に、各種会議等へ提出するための資料を作成する。

1－2　（ 委託業務名 ）

枚方市屋外広告物実態調査業務委託

1－3　（ 本仕様書の適用範囲 ）

本仕様書は、枚方市（以下、「発注者」という。）が受注者へ委託する契約書記載の業務（以下、「本業務」という。）に適用するものとし、発注者の指示に従い、施行しなければならない。

1－4　（ 履行期間 ）

本業務の履行期間は、本業務契約締結日から平成27年3月13日までとする。

1－5　（ 準拠する法令等の遵守 ）

受注者は、本業務の実施にあたり、設計書及び本仕様書によるほか、以下の関係諸法令及び条例・規則等を準拠し、遵守しなければならない。

関係諸法令等の履行に関し、各種申請手続き等が伴う場合は、原則、受注者において行う事とする。

(1) 景観法 （平成16年6月18日　法律第110号）
(2) 枚方市景観条例 （枚方市条例第19号　 平成26年4月1日施行）
(3) 枚方市景観規則 （枚方市規則第34号　 平成26年4月1日施行）
(4) 枚方市景観計画 （平成26年4月1日策定）
(5) 屋外広告物法 （昭和24年6月3日　法律第189号）
(6) 枚方市屋外広告物条例 （枚方市条例第60号　 平成26年4月1日施行）
(7) 枚方市屋外広告物条例施行規則 （枚方市規則第33号　 平成26年4月1日施行）
(8) 屋外広告物のてびき （平成26年4月1日発行　枚方市）
(9) 枚方市契約規則 （枚方市規則第13号　 昭和52年4月1日施行）
(10) 都市計画法 （昭和43年6月15日　法律第100号）
(11) 道路法 （昭和27年6月10日　法律第180号）
(12) 測量法 （昭和24年6月3日　法律第188号）

（13）測量法施行規則 （昭和24年9月1日 建設省令第16号）

（14）個人情報保護マネジメントシステム実施のためのガイドライン （JIS Q 15001）

（15）ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証基準 （JIS Q 27001）

（16）その他関係諸法令、条例・規則等

1－6 （ 中立性の保持 ）

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1－7 （ 個人情報の取扱い ）

1．基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による本業務を遂行するための個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害する事の無いよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（ 平成15年5月30日 法律第57号 ）、同施行令及び枚方市個人情報保護条例（平成9年12月15日 条例第24号）、同施行規則に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん、又は、き損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために適切な予防に関する必要な措置を講じなければならない。

2．機密の保持

受注者は、本業務の契約より得られた屋外広告物の各種データや映像から識別され個人の特定が可能となる情報等を含む全ての事項について、個人情報保護の観点から、これら機密を守秘し法令・規範に基づく要請の範囲を超えた利用・提供・取り扱いを行わないように管理する。

個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

本業務の契約が終了し、又は解除された後においても、これらを同様とする。

1－8 （ 実施体制 ）

1． 本業務において、業務責任者、管理技術者及び照査技術者を配置するものとする。尚、業務責任者と管理技術者は兼務できるものとする。

2． 管理技術者と照査技術者は、本業務の履行にあたり、屋外広告物法並びに景観法に精通した技術者とする。加えて、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）または業務に該当する部門）またはこれと同等の能力と同種又は類似の経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格保有者でなければならない。

1－9 （ 資格要件 ）

受注者は、本業務を実施するにあたり技術者の能力を確保すると共に、品質確保や情報の取り扱いに十分注意し努めるものとし、本業務の契約拠点及び作業拠点において、次の資格や認証を其々取得している事。

(1) 技術能力の資格

公益社団法人 日本測量協会が認定する資格　（社員を必ず1名配置する事）

「空間情報総括監理技術者」

(2) 個人情報の取り扱い認証

一般財団法人 日本情報経済社会推進協会による「個人情報保護に関する事業者認定制度」

「 JIS Q 15001 」（プライバシーマーク）

(3) 情報セキュリティ認証

第三者による公的認証

「ISO27001／ISMS」（情報セキュリティマネジメントシステム）

1－11　（ 協議打合せ ）

本業務の実施にあたり、受注者は業務の着手時及び主要な区切り時において発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項を打合せ記録簿に残し、協議打合せの際には、相互に確認しなければならないものとする。

1－12　（ 事故報告義務等 ）

受注者は、データの漏洩、滅失、紛失等の事故が発生した場合、又は本業務の履行において支障が生じた場合は、直ちにその状況を発注者に報告し、発注者の決定により、解決しなければならない。

受注者は、事故への対応後、速やかに報告書を発注者へ提出しなければならない。

1－13　（ 契約の解除 ）

発注者は、受注者に対し、本仕様書に定める事項に違反した場合には、本契約を解除できることとする。契約が解除された場合、受注者は発注者から提供されたデータ及び資料を遅延なく返還すること。

1－14　（ 損害賠償 ）

受注者は、本業務遂行中に生じた諸事故等に対して一切の責任を負い、発生原因、経過、被害内容の状況を発注者に報告して、その指示に従うものとする。

1－15　（ 成果品の審査 ）

1.　受注者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならないものとする。

2.　成果品審査において訂正を指示された場合は、直ちに訂正をしなければならないものとする。

1－16　（ 引渡し ）

成果品の審査に合格後、本仕様書に定めた提出図書一式を納品し、発注者の検査を受け、その合格をもって業務が完了し引渡しを行うものとする。

1－17　（ 成果品の帰属 ）

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可無く流用してはならないものとする。

1－18　（ 成果品の瑕疵 ）

本業務の終了後において、受注者の過失、又は粗漏に起因する不良箇所が確認された場合、発注者が必要と認める補足訂正及びその他必要な作業は、受注者の全額費用負担で行うものとする。

1－19　（ 疑義について ）

本仕様書に記載の事項及び業務遂行にあたり疑義が生じた場合、又は本仕様書に記載の無い事項については、発注者、受注者双方が協議の上、これを定めるものとする。

第2章　業務内容

2－1　（ 計画準備・打合せ ）

受注者は、本業務の目的や発注者の要求事項を十分把握の上、業務実施にあたっての作業方法、調査対象項目及び作業スケジュール等を本仕様書に基づき業務方針として立案し、業務内容、施行工程、配置技術者等を検討し、業務計画書を作成の上、発注者の承認を得るものとする。

2－2　（ 資料収集整理 ）

受注者は、発注者より貸与される資料の収集を行い、後続作業に活用できるように整理するものとする。

特に、管理技術者・照査技術者以外が従事する予定の作業で、使用する資料については、その取り扱いや作業内容について、十分に説明し理解させるものとする。

2－3　（ 業務の手順 ）

1.　受注者は、本業務にあたり業務に係る事柄について現状を十分に把握すると共に、発注者から貸与された資料を確認の上、必要な協議・打ち合わせを十分行わなければならない。

2.　受注者は、本業務に使用した文献、資料については、其々その文献名や資料名を明記しなければならない。また、算出・引用根拠、資料等は、明確に整理して提出しなければならない。

2－4　（ 業務対象地域等 ）

1.　業務対象地域は、別添①の調査対象範囲（屋外・屋内）に記載の路線等一覧表であり、調査対象数量を提示する。また、その路線や延長の詳細は別添②の枚方市景観計画区域図（平成26年4月版）に記載の箇所である。

2.　発注者が指定する調査対象路線並びにその延長以外に、掲出されている屋外広告物から導かれる景観計画の見直しに際し、妥当性を有し、調査対象地の増減が伴う判断に至る際は、変更対象として発注者並びに受注者が協議の上、対応する。

2－5　（ 業務項目 ）

業務項目は、下記の通りとする。

1） 計画準備・打合せ　　2） 資料収集整理　　3） 現地調査要領作成
4） 計測計画策定　　5） MMS調査　　6） 画像判読・面積計測
7） 既存屋外広告物データとの照合・調査　　8） データ整理・取りまとめ
9） 各種会議等への資料作成　　10）枚方市統合型GISとの連携

2－6　（ 資料等の貸与 ）

1.　発注者は、本業務に必要と認められる資料・電子データ及び図面等を所定の手続きにより受注者に貸与出来るものとし、受注者は貸与された資料について、責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するものとする。

2.　貸与する資料は、以下の通りである。

（1） 屋外広告物関連資料　　一式
（2）その他、発注者が業務上必要と認める書類　　一式

2－7　（ 資料等の返却等 ）

受注者は、この契約による本業務を遂行するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示した時は、当該指示に従うものとする。

2－8　（ 枚方市統合型GISとの連携 ）

本業務で作成したデータの内、発注者が庁内で共有すべきと判断した情報については、庁内統合型GIS並びに各種地図情報システムでの利用を想定しており、データ提供に係る協議、データ調整、システム調整に関して、本業務にて実施するものとする。

2－9　（ 枚方市屋外広告物管理システムパソコンのスペック（参考） ）

・ OS ： Windows 7 Professional 32 ビット正規版　／　・ CPU ： Xeon プロセッサ W3503
・ メモリ ： 4GB以上　／　・ モニタ ： 23インチ以上
・ HDD ： 500GB以上 （初期値）　／　・ 光学ドライブ ： ブルーレイディスクドライブ
・ 5年間当日対応オンサイト保守（平日のみ対応）　／　・ OfficeProfessional2010

・ パーティション ： システム領域 （Cドライブ：80GB以上）、及びデータ領域（Dドライブ ： 残り）

2－10 （ 屋外広告物許可件数（平成25年度） （参考） ）

平成25年度の本市内全域による屋外広告物の許可件数は、下記の通りである。

（1）新規・継続・変更件数 ： 約350件 （2）広告基数 ： 約1600基

尚、上記数字は、広告主等からの申請件数に対する許可件数であり、市内に存在する全ての許可対照の物件数ではありません。

また、本業務委託の対象外路線における許可・広告基数も含むため、参考数字としての取り扱いをお願いします。

第3章 屋外広告物調査

3－1 （ 概要 ）

本業務は、3次元における移動体計測システムであるMMS（モービル・マッピング・システム（以下、「MMS」という。））及び現地調査と併用し、屋外広告物の実態調査を実施するものである。

3－2 （ 現地調査・同要領作成 ）

1． 本業務対象区間の現地調査を行い、現地の交通状況、屋外広告物の設置状況を把握し、正確な屋外広告物のデータ取得を念頭に、調査による交通障害を引き起こさぬよう、効率良い実態調査を計画するものとする。

2． 受注者は本作業を実施するに先立ち、枚方市屋外広告物条例、同規則等を把握し、調査対象路線の内、サンプル路線の現地調査を行い、デジタルカメラによるサンプル的な屋外広告物の写真撮影を行った上で、今後の調査を円滑に遂行できるよう、屋外広告物判断基準や計測手法などをまとめた、以下に掲げる事項に関する検討を行った現地調査要領を作成するものとする。

尚、サンプル路線については、受注者にて選定し、発注者の承認を得るものとする。

（1）屋外広告物の種別

許可対象内・外の種別 、屋外・屋内の種別、広告種別の具体例 等

（2）面積計測手法

測定単位、変形広告物、屋上広告物の計測手法 等

（3）属性データの取得範囲

広告物種別、広告物の画像やサイズ、色彩（マンセル値） 等

（4）データの取りまとめ方

屋外広告物調査個票 等

3－3　（ 計測計画策定 ）

本作業は、後述するMMSを使用した現地計測の計画を立案するものとする。

（1）既存掲出許可済み屋外広告物の把握

調査対象路線等について、発注者より貸与する既存屋外広告物台帳の住所や位置情報を基に現在掲出許可済み物件の位置把握を行うものとする。

（2）調査路線図の作成と確定

前記の屋外広告物掲出許可物件を把握した上で、MMSの対象となる路線計測順位・計測時期・計測期間を計画し、調査路線図を作成し、発注者の承認を得なければならない。

（3）歩行調査計画

MMS画像で形状等の確認・計測が困難と思われる高層ビルや高所に掲出されている屋外広告物や、樹木等で見えない屋外広告物については、測定機器（ノンプリズムトータルステーション等）を使用した歩行計画を実施する計画立案を行うこと。

3－4　（ MMS調査と同計測使用機器 ）

本業務は、MMSを使用した計測調査を行うものとし、以下の仕様を満たすMMS機器を使用するものとする。

（1）MMS機器使用

1） 測位システム（GPS/IMU）及び車速センサー（DMI）を搭載していること。

2） 360° の全方位カメラ画像データ及びレーザーデータが同時に計測可能なこと。

3） 画像の解像度が、1,600×1,200ピクセル以上であること。

4） フレームレートが最大15FPSの計測が可能であること。

5） レーザースキャナーの測定可能範囲が30m以内の計測が可能であること。

（2） 360° 全方位カメラで撮影された画像は、路線単位で連続画像として処理できること。

（3） 法定速度で計測可能な車輌へMMS機器を設置し、計画された路線を漏れなく計測すること。

3－5　（ 画像判読 ・ 面積計測によるデータ入力 ）

MMS及び歩行調査にて撮影された屋外広告物について、画像を判読し、屋外広告物の種別を確認した上で面積計測を行うものとする。

また、計測に併せて属性データも取得するものとする。

（1）画像判読の調査単位

画像判読は、MMSにて撮影された路線単位で行うものとする。

（2）属性データの取得

画像判読及び面積計測を行い、以下の情報を取得するものとする。

1）地域種別	2）用途地域の区分	3）自家用該当の区別
4）位置座標	5）広告物の画像（内容）	6）広告物の種別（業種）

7）広告物のサイズ（縦・横・面積・高さ） と面数　　　　　　　　8）色彩（マンセル値）

9）掲出違反の有無　　　　　10）その他

（3）屋外広告物の種別

調査対象の屋外広告物の種別は以下の分類とし、屋外広告物の詳細は本市が発行する「屋外広告物のてびき（平成26年4月版）」第2頁に準拠するものとする。

また、室内の窓に掲出する内貼りの屋内広告物は下記のとおりとする。

＜屋外広告物＞

1）屋上広告塔　2）屋上広告板　3）壁面広告板　4）広告幕　5）突出看板

6）地上広告塔　7）地上広告板　8）立看板　9）アーチ利用広告　10）その他

＜屋内広告物＞

1）壁面広告物（窓面に内貼り）

3－6　（ 既存屋外広告物データとの照合・調査 ）

画像判読及び面積計測された全ての屋外広告物データについて、許可済屋外広告物データの表示位置等とデータ照合を行い、一致した屋外広告物については1つの屋外広告物に対して1つの属性情報をリンクする等し、連携したデータ利用が出来るものとする。

3－7　（ データ整理・とりまとめ ）

1　納品される各種データ（2次元・3次元の映像データも含む）は、2－8、2－9を念頭に、円滑なデータ移行を視野に入れ、shape形式での作成を必要とする。三次元的なレーザーデータについては、shape形式には拘らないが、画面上での関連情報としての位置付けを必要とする。

2　360°全方向カメラやレーザースキャナーで撮影され得られた道路沿道の屋外広告物の現状は、当室管理の屋外広告物システムに不具合が生じず、また保守管理者の承諾を得る事が可能な場合に限り、MMSで取得したデータ全てを1画面で閲覧可能としたViewerソフトを発注者の指示するパソコンへ360°全方位画像データのセットアップと併せて行うものとする。

上記で説明のViewerソフトの仕様機能は以下の表を満たすものとするが、他にもshapeファイル、ジオデータベース等のGISデータの直接編集や任意の位置での地形や地物から高さ情報を取得できるようなソフトなど、前記アプリケーションソフトウェアの同等規格以上の性能でも発注者が認めれば良いものとする。

しかし、上記アプリケーションソフトウェアの使用が困難な場合は、Windows Media Playerで再生可能な三次元の動画情報として路線毎にまとめるものとする。

＜Viewerソフトの機能一覧（参考）＞

機能	明細	詳細機能
表示機能	拡大・縮小	任意の画像拡大縮小が可能なこと
	視線移動	画像の左右方向・左右回転・前後反転が可能なこと
	画角	自由に360°方向の画角設定が可能なこと
	画面分割表示	6方向及びパノラマ画像が分割表示可能なこと
	路線単位呼出	指定する路線の画像を呼出表示可能なこと
	任意位置呼出	画面内の指定する位置を呼出表示可能なこと
再生機能	再生	指定する路線の画像が連続再生可能なこと
	再生速度調整	連続再生時の画像表示時間間隔を変更可能なこと
	コマ送り画像表示	表示中の画像から、前後のコマ送り表示可能なこと
	現在番号／総数表示	表示中の画像番号と画像総数を表示可能なこと
画像保存	画像保存	表示中の画像がJPEG形式で保存可能なこと
	画像範囲選択	マウス指定した範囲の画像範囲が保存可能なこと

3　調査結果については、全ての屋外広告物に対し、個票形式でまとめると共に、画像情報画面でマウスクリックにより、個別敷地内における全広告物の個別情報を併せて表示するものとする。

4　作業実施報告書には、調査結果の分析表等をとりまとめるものとし、最終報告以外に中間報告の意味合いを兼ね、各種会議等に報告する。その会議等の開催時期は別途受注者と協議をするものとする。

5　既存の屋外広告物データと照合した結果、一致した屋外広告物については、屋外広告物データとして電子媒体へ格納するものとし、データ形式については、受注者より提案し発注者の承認を得るものとする。

第4章　　景観計画の見直しに係る提言と資料作成

4－1（　概要　）

本業務は、MMSで取得した屋外広告物の実態調査より得られたデータの分析に基づき、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画を踏まえ、屋外広告物の規制・誘導の区域・基準の見直しに向けた提案をすると共に考察・まとめを作成する。

4－2（　MMS調査結果に基づく考察　）

1.　都市の骨格景観として道路景観軸、河川景観軸、ターミナル拠点景観などがあり、それらを景観計画で区分している状況から、現状の屋外広告物に係る規制区域及び基準を当該景観計画と整合を図るた

め、色彩等の基準を考慮して、本市における良好な景観の形成に向け、地区毎にゾーニングして考察するものとする。

2.　本市の都市機能と類似する他市における屋外広告物と本市の屋外広告物の規制基準を景観の観点から比較し、良好な景観形成の推進に向けた基準等に関する提案をするものとする。

3.　その他、受注者において、掲出されている屋外広告物の状況を認識して屋外広告物の規制・誘導の区域・基準の見直し、並びに景観計画の改訂に向けて、意見・提案を取りまとめるものとする。

4－3（　会議等の資料作成等　）

各種会議等にて使用する資料等の作成を行うと共に、その作業にあたっては、調査職員と調整・協議を行うこと。

第5章　成果品

5－1　（　成果品　）

受注者は、次に掲げる成果図書を本業務の成果品として提出しなければならない。

1. 業務（作業実施）報告書　（製本）及びデータファイル（媒体格納） ※MMS 調査結果の分析、取りまとめと屋外広告物規制区域及び基準の見直し提案等を含む	1部
2. 調査路線図	1式
3. 屋外広告物位置図（製本）及びデータファイル（媒体格納）	1式
4. 屋外広告物台帳（製本）及びデータファイル（媒体格納）	1式
5. 屋外広告物個票出力リスト（製本）　・同データファイル（媒体格納）	1式
6. 360°　全方位カメラ画像データファイル（媒体格納）	1部
7. レーザー計測データ　（媒体格納）	1部
8. Viewer システムソフトウェア　及び取扱説明書（詳細版）	1式
9. 各種会議資料	必要部数
10. 打ち合わせ記録簿	1部
11. その他、本業務に関連して作成した資料、並びに発注者・受注者協議により必要と認められる資料	1式

枚方市屋外広告物実態調査業務委託
（屋外広告物アンケート業務編）

仕　様　書

平成26年9月

枚方市

1．目 的

この仕様書は、枚方市が委託する「枚方市屋外広告物実態調査業務委託」内において、市民の屋外広告物に対する考えを把握するため、意識調査としてのアンケート実施について、受注者が行うべき委託業務内容等の詳細を定めるものとする。

２．委託期間

契約締結日から平成 27 年 3 月 13 日までとする。

３．業務の種類とその主体、スケジュール

市政モニターアンケート・・・ 市民の声を市政に反映させるため、アンケートで市政についての意見や提案等を聴く制度です。
（担当課：市民相談課） （調査手段：郵送とインターネット）

市民アンケート・・・・・・・・ 住民基本台帳から無作為に抽出した１８歳以上の枚方市民を対象に、市民の皆さんが市の状況をどの様に感じているのか、また市政に対してどの様なご意見をお持ちになっているのかをお聞きするアンケートであり、今後の計画や施策立案の基礎資料とするための制度です。
（担当課：委託発注課） （調査手段：郵送）

〔凡例：委託対象＝○ ，委託対象外（枚方市対応）＝×〕

アンケート名 ／ 対応時期 ／ 業務種類	市政モニターアンケート 郵送： 300 通 回答： 250 通（予定）		市民アンケート 郵送：2500 通 回答： 750 通（予定）	
郵送までの手続き	×	～ 11/ 4	○	契約日 ～ 11/4
郵送	×	11/ 4 ～ 11/ 7	○	11/4 ～ 11/ 7
回収	×	11/ 5 ～ 11/30	○	11/ 1 ～ 11/30
集計	○	12/1 ～ 12/10	○	12/ 1 ～ 12/10
分析	○	12/11 ～ 12/22	○	12/11 ～ 12/22
報告用資料作成	○		○	
予備	○	12/23 ～	○	12/23 ～

※アンケート内容は、「市政モニター」、「市民」とも同一とし、全て市作成とする。

※市政モニターアンケートや市民アンケートの回答期限以後に回答が到着した場合は、可能な限り取りまとめ、報告内容に反映させる事とする。

4．調査規模

①750 人（30%）以上の回収数を想定し、2,500 人にアンケート用紙を配布

②アンケートは、質問数１４問（基本項目含む）程度で構成予定

5．調査実施方法等

郵送法による。

（市民アンケート対象者にアンケート用紙を郵送し、記入後、返送してもらう。）

6．調査業務の主内容

①アンケート用紙の原稿を基に、配布用の同紙を両面刷りで 2,500 部印刷する事。

②本市担当課名入りの協力依頼送付文を 2,500 枚印刷する事。

③本市から提供された市民アンケート対象者の宛名ラベルを往信用封筒へ貼り、「料金後納郵便」の文字をシール等で覆う事、または当該文字の上に郵便切手を貼る事。

④往信用封筒に同封する復信用封筒は、長形 3 号とし 2,500 通分を購入する事。

⑤前記「④」について、郵便局への受取人払いの手続きの上、宛先面を印刷する事。

⑥前記「④」に対し、のりしろ部分に両面テープを貼る等、返信者が投函し易い様に創意工夫をする事。

⑦アンケート用紙と協力依頼送付文、復信用封筒を各 1 部、指定した市民アンケート対象者へ送付し、アンケートの回答を収集する事。

⑧市政モニターアンケートと市民アンケートの回答内容を電子データ化する事。

⑨電子化した市政モニターアンケートと市民アンケートの両データを集計し、分析をする事。

⑩前記「⑨」を基にアンケートの報告書を作成する事。

7．報告書の体裁

概ね一般的な報告書に準じるが、本市担当者と詳細内容・形式は協議をする事。

体裁は A4 版 20 頁程度とし、アンケートの回答内容の分析や其々の解説の他、後段に提案や今後の展望等の資料を添付する。

8．報告書の内容

①アンケートの概要

②アンケート結果の概要と詳細内容　(分析を含む)

③回答者の属性

④資料編(回答されたアンケート用紙)

⑤その他、発注者側が指定する書類

９．業務終了時に提出及び返納するもの

①市政モニターアンケートと市民アンケートの回答データ（Word File、PDF File）

②回収した市政モニターアンケートと市民アンケート用紙

③集計に使用したデータ（Excel で使用できる File 形式である事）

１０．報告内容調整

報告書の体裁､クロス集計等については､適宜発注者と調整を行って決定する事。

特に報告書については、内容確定前に校正を含め、発注者との間で協議を行い、内容の充実度向上に努める事。

１１．委託料に含まれるもの

項目	積算の基礎内容
コピー用紙購入代 （A4 版）	①　送付文用 2,500 枚 ②　アンケート用紙 10,000 枚（4 枚×2,500 部）
復信用封筒の購入	長形 3 号封筒 2500 通分
往信用郵送料	下記の①に対し②～④を封入する事を前提とする。 ①本市名入り長 3 型封筒 2,500 通分の郵送料 ②担当課名入りの協力依頼送付文 （A4 版コピー紙 1 枚） ③アンケート用紙（A4 版コピー紙 4 枚両面刷り） ④復信用長形 3 号封筒 1 枚
復信用郵送料等 （契約期間中は 受注者対応）	長形 3 号封筒 2,500 通分（最大）とし、その 30%である 750 通分の郵送料（郵送料＋受取人払手数料） A4 版コピー用紙４枚両面を封入する事を前提とする。 但し郵便局の私書箱留とし、受取人払い手数料を含む。
データ入力・分析・報告書作成	総計 1,000 通（予定）のアンケート回答の対応

１２．発注者側からの提供物

①協力依頼送付文　（Word　File）

②アンケート用紙原稿　（Word　File）

③往信用封筒（本市名入長形 3 号封筒を 2,500 枚程度、宛名印刷済ラベル。但し、切手は含まず。）

※封筒には、発注者(担当課)名を本市において事前に表示しておく。

１３．個人情報の管理について

①業務に従事する者の特定化

業務責任者の届出及び業務従事者名簿を提出する事。

②作業する部屋の特定化と室外持ち出し禁止

個人情報の散逸を防ぐため、作業する部屋を固定する事。

③個人情報の保管方法

個人情報の保管には、金庫又は鍵のかかるロッカー等を使用する事。

④個人情報の移動方法

発注者と受注者との間で個人情報を安全に移動させる方法を執る事。

⑤個人情報の管理に関する覚書を別途交換する。

１４．その他

宛先に該当者無しで返送されて来たアンケート用紙は、速やかに発注者(担当課)に対し報告すると共に提出する事。

枚方市屋外広告物実態調査業務委託

（屋外広告物規制区域図印刷編）

（景観計画区域図印刷編）

仕　様　書

平成26年9月

枚方市

１. 目 的

この仕様書は、枚方市が委託する「枚方市屋外広告物実態調査業務委託」内において、現行の屋外広告物区域図と景観計画区域図を「都市計画縦覧図区画割図」と同様の区画割で印刷する事について、受注者が行うべき委託業務内容等の詳細を定めるものとする。

２．委託期間

契約締結日から平成 27 年 3 月 13 日までとする。

３．発注者側からの提供物

屋外広告物規制区域図　,　景観計画区域図

４．印刷対象物

①　屋外広告物規制区域図　　②　景観計画区域図

５．印刷規格他

１）印刷部数：各１部（上記「４」の①と②に対して）　２）印刷サイズ：Ａ２版
３）仕上がり色：カラー版　４）印刷仕様：片面印刷・ラミネート加工版同等品

６．図面区割り図（Ａ３版）　※都市計画縦覧図区画割図と同じ

≪北部＝２９枚（Ａ３版）≫　※Ａ２版＝１５枚

図面番号	枚	図面番号	枚	図面番号	枚	図面番号	枚
2- 1　2-2	2	4-2	1	5-1　5-2	2	6-1	1
8-1　8-2	2	9-1　9-2	2	10-1　10-2	2	11-2	1
12-1　12-2	2	13-1　13-2	2	14-1　14-2	2	15-1	1
16-2	1	17-1　17-2	2	18-1　18-2	2	19-1　19-2	2
20-1　20-2	2						

≪南部＝３２枚（Ａ３版）≫　Ａ２版＝１８枚

図面番号	枚	図面番号	枚	図面番号	枚	図面番号	枚
22-2	1	23-1　23-2	2	24-1　24-2	2	25-1　25-2	2
26-1　26-2	2	27-1　27-2	2	28-1　28-2	2	29-1　29-2	2
30-1　30-2	2	31-1　31-2	2	32-1	1	33-1　33-2	2
34-1　34-2	2	35-1	1	36-1　36-2	2	37-1　37-2	2
38-1	1	40-1　40-2	2				

７．印刷製本業務の主内容

①本市から提供物（上記「３」参照）を基にＡ２カラー版で図面区割り図（上記「６」参照）に合わせて印刷をする。

②前記①を半分にしたＡ３版を図面クリアーブックに差し込み、計２冊を納品する。

８．業務終了時に発注者に返納するもの

上記「３」に記載のもの

９．委託料に含まれるもの

項目	積算の基礎内容
印刷費　（Ａ２版）	６６枚（３３枚×２種類）
図面クリアーブック（Ａ３縦）	２冊（本体に透明ポケット２０枚付属） ※透明ポケット３０枚追加

個人情報の管理に関する覚書

枚方市（以下「発注者」という。）と株式会社〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、平成〇〇年〇月〇日付で発注者・受注者間において締結した屋外広告物実態調査業務委託契約（以下「契約」という。）に基づき発注者が受注者に委託する業務（以下「委託業務」という。）の処理に際し、契約第６条の規定に基づき、個人情報の管理に関し、次のとおり覚書を交換する。

（秘密保持）

第１条　受注者は、委託業務の処理に当たり、個人情報その他委託業務の処理に伴い知り得た情報を他に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除された後も同様とする。

（受託業務従事者への教育及び指導）

第２条　受注者は、業務従事者からの個人情報の漏洩を防止するため、従事者に対し、個人情報の保護に関する教育及び指導を行わなければならない。

（個人情報の保護に関する誓約書の提出）

第３条　受注者は、業務従事者に対し、退職後も含め業務に従事して知り得た個人情報を他に漏らさない趣旨の誓約書を提出させるものとし、発注者にその写しを提出しなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第４条　受注者は、委託業務の処理のため発注者から提供された個人情報（以下「提供資料」という。）を委託業務の処理の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写の禁止）

第５条　受注者は、提供資料及び契約の目的物（委託業務の処理過程で作成したものを含む。以下同じ。）について、その複写物を作成してはならない。ただし、委託業務の処理のため受注者が使用する機器内への記録その他委託業務の処理のために発注者が必要と認める範囲内において、発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

（提供資料の返還義務等）

第６条　受注者は、委託業務を完了したときは、契約の目的物の引渡しと併せて、提供資料を返還するとともに、受注者が使用した機器内に存する個人情報その他発注者に関する情報を消去しなければならない。

（市の検査への応諾義務）
第７条　受注者は、委託業務の処理について発注者が調査し、又は報告を求めたときは、直ちに、これに応じなければならない。発注者に関する情報の消去について発注者が確認を行うときも同様とする。

（事故報告義務）
第８条　受注者は、提供資料の盗難、毀損若しくは汚損が生じたとき又は個人情報その他発注者に関する情報の漏洩が生じたとき（そのおそれがある場合を含む。）は、直ちに、発注者に報告するとともに、発注者の指示に従わなければならない。

（再委託の禁止）
第９条　受注者は、業務の履行に当たって、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、書面により発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

（解除事由への適合）
第10条　この覚書の規定に違反した受注者の行為は、契約第６条の規定による発注者の解除権の行使事由とみなす。

（個人情報保護のための具体的措置）
第11条　この覚書に基づき受注者が行うべき個人情報保護のための措置は、別紙のとおりとする。

この覚書の交換を証するため、本書２通を作成し、発注者・受注者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成〇〇年〇月〇日

発注者　大阪府枚方市大垣内町２丁目１番２０号
枚　方　市
市　　長　　〇　〇　〇　〇 印

受注者　大阪府〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇
代表取締役　　〇　〇　〇　〇 印

都 市 計 画 縦 覧 図 区 画 割 図

1:30,000地形図

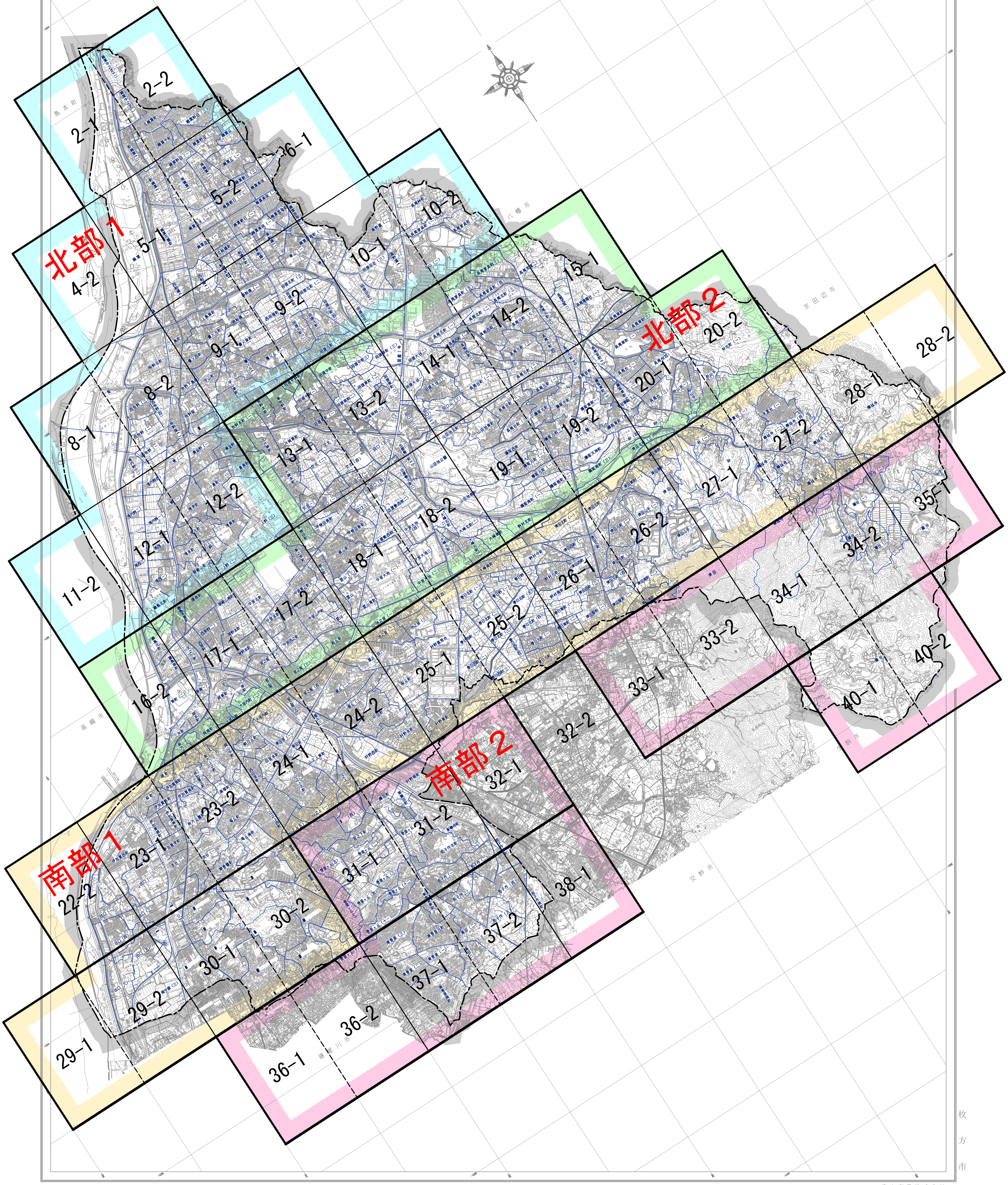

本図は、平成12年1月修正大阪府都市計画図1:2,500を1:15,000に縮小編纂したものである。

1:30,000

富士測量株式会社